2019.1【別巻】 No.52

埼玉自治研

埼玉県内市町村子育て支援・保育事業に関する調査

最終報告書

発行：公益財団法人埼玉県地方自治研究センター

埼玉自治研 no.52
2019年１月30日発行

目 次 Contents

1 はじめに
1 センターとしての問題意識
3 アンケートの意図と結果についての評価
16 当初の問題意識とアンケート結果
22 関係者への提言
24 アンケート集計一覧表
33 非常勤保育士の賃金等
35 学童支援員の給与等
38 自由記載欄等への回答
46 アンケート用紙

埼玉県内市町村子育て支援・保育事業に関する調査最終報告書

埼玉県地方自治研究センター子育て支援・保育調査チーム

事務局長　船橋 延嘉

はじめに

公財）埼玉県地方自治研究センター（以下「センター」）は、2017年12月５日に「子育て支援・保育事業に関する調査に関するご協力依頼」の文書を、埼玉県内各市町村に発送し別添「子育て支援施策等に関するアンケート」調査を行いました。この度、その報告概要がまとまり、『埼玉自治研50号３月27日発行』に掲載いたしました。今般最終報告とさせていただく段階になりましたので『埼玉自治研別巻通巻52号』として発刊いたします。

たいへんお忙しい時期に調査にご協力いただきアンケートに回答していただいた各市町村担当者の皆様に感謝し、誌上ではありますが改めてお礼を申し上げますとともに、この最終報告書の最後に関係者への提言も掲載させていただいておりますので、改めてご一読いただければ幸いです。

センターが今回の調査を行った背景には、いくつかの問題意識と取組の経過があります。当センターは地方自治に関し調査研究する機関でありますが、これまでも子育て支援や子供の貧困など、家庭の変化と自治体のサービスの在り方・その変化などをその都度テーマとしてきました。

昨年は保育指針の改定に伴って「学ぼう新保育指針」をテーマに公開セミナーを行いました。この公開セミナーにはたくさんの保育関係者に参加いただきましたが、自治体の正規保育士だけでなくたくさんの民間事業者、非正規で働く方も参加されました。これは自治体を通じて、市町村内の保育事業者の方にセミナー開催をお知らせいただいたからと理解をしております。

これをきっかけに、保育に関して関係者が学ぶ環境はどの程度整っているのか、自治体と民間事業者の連携はうまくいっているのか、また、マスコミでたびたび話題になっている「待機児童問題―保育園落ちた」や保育士不足、保育士の低い雇用条件等々について、まず埼玉県内の現状をしっかり把握しようということになりこのアンケート調査実施となったものです。

センターとしての問題意識

１．都市部で施設は不足している中で、保育の質は守られているか

いわゆる待機児童問題から保育施設の新設が急がれていますし、政府も力を入れ予算も付けられるようになっています。にもかかわらず大都市周辺（東京圏、札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡と各県庁所在地など）では待機児童が解消されていません。逆に、過疎化の進んでいる地方では施設

の統廃合が行われている現状があります。

待機児童解消のため認可施設の設置基準が大幅に緩められ、家庭的保育、小規模保育、居宅型保育、事業所内保育などが増加しつつあります。東京都内などでは認可外施設もまだまだ増加している現状があります。このことが保育の質のどのように影響してくるのでしょうか。箇条書であげると、次のようなことが想定されます。

保育事故は

保育士不足と保育士の研修・教育体制、質の向上は可能か

給食の委託化　　乳児食は大丈夫なのか。

栄養士・看護師などの配置

幼稚園・保育園は公立がないところもある

民間の指導に問題はないか

病児・病後児保育などのニーズは

保育と教育（認定こども園）それぞれの変化影響は

事業所内保育と地域保育の連携は

小規模保育（０～２歳）と３歳保活など

２．県内の保育の地域差について

少子高齢化は、埼玉でも例外なく進行していますが、市町村別にみていくといわゆる県南都市部と県西・県東・県北部ではその様相を異にしています。おおむね国道16号線を境に南北で人口動態が峻別されています。県南部はさいたま市や川口市などを中心に流入人口も含めてまだ増加傾向にあり、よって東京23区同様に待機児童問題が発生しています。

一方中間地帯である高崎線沿線では桶川市や北本市、宇都宮線沿線では蓮田市はすでに人口が減少し始めています。久喜市や川越市はかろうじて増加傾向にありますが、東松山市はすでに減少しています。このように人口動態から見ても保育に関するニーズや問題点が違っていると思われます。秩父地方の人口減少地帯では市町村合併もあり施設の統廃合などが起きてくることも考えられます。また、施設の老朽化も問題になっており公共施設アセットマネジメントとも絡み施設の廃止や統廃合の計画も出されてくるかもしれません。

公立の保育園でも指定管理者制度の導入や公設・民営に移行する自治体もあり、首長の考え方や議会の意向で違いが大きいのではないかと推察されます。幼稚園は圧倒的に私立が多いのですが歴史的に公立が中心の市もあります。保育園でも幼稚園でも公立と私立の在り方によって、その自治体の保育の水準のつくられ方も違ってくるとの考えもありセンターとして調査しています。

自治体ごとに直面している課題が違っており、関係者はそれぞれ多くの苦労を背負っていることが考えられますのでそういう問題意識で調査しました。

３．保育の質に最も影響する保育士の労働条件について

非正規保育士が５割を超えているという総務省調査結果（後述、設問４－②で詳しく）を見ても、保育士の労働条件が悪化していることは明らかです。非正規は日本では低賃金・劣悪な労働条件の代名詞とも言えます。一方、保育士不足や最低賃金の引き上げで、県南都市部では東京都との保育士争奪戦が起こり時間賃金単価の上昇（非常勤保育士の時間単価は最低賃金の引き上げが連年行われていうこともあって、Ｋ市の例で930円から２年間で1000円となっている。今回調査で最高額は草加市の1420円）起きています。

保育時間の延長（今や延長という概念ではなく

11時間保育が当たり前という現状もある）や土曜、休日保育などの実施によって、短時間勤務の保育士が必要という事情を考慮しても、公立保育所で５割が非正規保育士というのは異常としか言いようがありません。労働組合である自治労にはクラス担任を非正規が担っている実態もたくさん報告されています。

新聞折り込みでも民間保育施設による派遣保育士募集をよく見かけることも多いし、自治体による公設保育園による派遣保育士募集もたまにあります。正規、非正規公務員、民間正規、派遣労働者と現場の労働者の雇用が複雑化しているとき、これらの労働条件の格差が保育の質に確実に影響するであろうことは想像に難くありません。

新聞・マスコミ報道によって確認できるだけでも、保育士の採用条件に宿舎の確保や支度金を出す市町村があることが確認できています。センターとしてはこれらの実態も把握しておく必要があると考え調査しています。

４．学童保育（放課後児童クラブ）について

学童保育については、児童福祉の一環として制度化されたのが1998年の「放課後児童健全育成事業」ということもあり、施設整備や保育内容、保育者の在り方などは、それぞれの保育事業の成り立ち、経過を継承していることが多く、各市町村で大きく違いがありました。2012年の「子ども・子育て３法」の成立で大きく変化をし、均一化が図られようとしていますが、まだまだ市町村間の運営主体の在り方など大きな違いがあります。

また、学童保育はもともと父母会や親の会といわれる任意の組織が立ち上げた経緯もあって、施設も有志が無料や低家賃で提供して設置されてきた経過もあります。今でいう支援員は父母の中から頼まれた人がわずかな謝礼で担ってきた例も多くありました。開所時間が放課後で18時くらいまでの子どもの保護組織であったことから、支援員は現在でもほとんど短時間勤務の臨時職員やパート職員であることが多くなっています。そのため賃金をはじめとした労働条件の水準が定まっていない職種と言って良い状況です。子供たちのためには継続雇用の支援員が保育や指導を行うことが理想ですがそうなっていないのではないかという問題意識からの調査を行っています。

また、対象が３年生までから、６年生までに拡大されたことに伴い登録児童数増に悩まされている実態があると考え、増設計画などについても聞いています。

同時に夏休みなどの長期の休みへの対処や、保育や教育の中でも増加の一途をたどっている障害を持つ子どもたちへの対応も調査対象としました。

なお、厚生労働省は、学童保育を担当する支援員の配置基準を緩和する方向で検討に入っているなど、質の確保が危惧されます。

アンケートの意図と結果についての評価

協力していただいたアンケートの結果は、市町村ごとに一覧として掲載していますが、選択式の回答（24Ｐ～）と記述式の記載欄（38Ｐ～）をそれぞれまとめたものに分けて掲載しています。選択式の項目は表が膨大になったため、アンケートの項目を省略記載してありますのでご了承ください。

アンケート結果報告として項目ごとにアンケートの**【質問意図】【アンケートの結果概要】【結果から見る実態と課題】**に分けて記載してあります

ので参照の際ご留意ください。

◆質問事項１、市町村の基本事項（人口・就学前人口）

【質問意図】少子化、高齢化といわれる中で市町村における人口の男女人口、就学前人口を質問しています。これは県内における少子化の実態把握と就学前の保育需要の把握のために最低限必要等と判断して質問しています。

【アンケートの結果概要】これまで人口統計などを調査してきた結果から予測していた通り、県南都市部、県中部、県北・秩父地域の人口動態で見てきた結果が表れています。

しかし就学前人口でその比率が最も高かったの、**皆野町の8.36%**、２番目が**滑川町の7.2%**でいずれも県北西部地域です。逆に最も低かったのが**東秩父村の2.15%**、次に低いのが**小川町の2.82%**、３番目が**ときがわ町の2.91%**と秩父・比企地域に集中しています。

県内最大のさいたま市が5.23%、川口市5.18%、近年人口増の吉川市が5.7%、問題意識のところで取り上げた久喜市は4.2%、北本市は3.74%となっています。

【結果から見る実態と課題】東秩父村のアンケートには「（東秩父村）年10人程度（平成29年度は５人予定）しか出生がない自治体なので、保育・学童の存続が難しい」と厳しい実態が示されていました。

少子化の現状分析や将来予測は今回の任務ではありませんが、その分析には婚期、出生期などの年齢分布の分析も必要となるため各自治体での取り組みが重要となります。

埼玉県の場合依然として県南地区の流入人口があり、また、流入人口を期待しての「子育て支援の街」アピールも多くの自治体で行われていますが、自治体における地区ごとの人口分析など流入に頼らない分析や地区ごとの将来像作成も必要と考えられます。

保育園に限らず、小中学校の統廃合が検討されている自治体もあります。公共施設のアセットマネジメントとも併せて、小中一貫校のアイデアもその一つですし、保育所機能と子育て支援センター・児童館などを併設する計画もその一つです。地域で暮らすことは小学校区単位くらいで子育てや介護を考えていくのが最も優れたものになるはずです。そうなると地区ごとの年齢別人口分布などを詳細に分析し、推計する中で将来計画を策定していくことが必要と思われます。

◆質問事項２―①保育園数

【質問意図】埼玉県が毎年認可保育所の調査を行い７月ごろまでにホームページで詳細を発表していますので、施設概要はわかりますが、指定管理や委託について把握したいための調査です。

【アンケートの結果概要】県の調査と基本的に齟齬はありませんが、公立と私立の比率は公立が34.4%、私立が65.5%となっており、小規模保育所等さらには無認可保育所を加えれば私立が保育の７割を担っていることがわかります。

また、埼玉県全体ではまだ少ないのですが一部の市で指定管理者制度の導入が増加傾向になっています。公立保育所の７％、９市町の30保育所が同制度を活用しています。川口市は公立の４割を指定管理化しています。川島町が公立２保育所を指定管理としていることは財政効率なのでしょうか。ただし最大市のさいたま市が公立については、同制度導入や委託の方式をとっていないことは、行政の姿勢や議会の議論に注目してみたいところです。

【結果から見る実態と課題】公立が１園もない自治体は滑川町・嵐山町・鳩山町・皆野町・長瀞町・美里町の５自治体となっており、逆に私立がない自治体は東秩父村・川島町・吉見町・横瀬町の４町で、就学前子ども数が２～３％台で民間が経営していくには厳しい環境と言えます。公立保育園が全くないということは公務員保育士がいな

いということでもあり、行政の責任として保育現場の実態をどのように把握し保育の水準を保っていくのかが課題と思われます。

公立の指定管理者制度導入や委託は財政効率から持ち込まれることが多いのですが、行政の責任として、子育ての環境としての議論が重要です。加えて財政効率が強調される結果、指定管理者（受託者）に支払われる額が競争によって決められることになり、委託料は大部分が人件費（基本は8割）であり、そこで働く保育士などの賃金労働条件を押し下げる結果にもつながります。委託料は議員などの協力がないとなかなか調査が困難ですが、それぞれの自治体での調査研究がまたれます。

さらに、指定管理者制度は期間を定めて当該施設の運営を行うため保育士などの雇用の継続が図られにくく、長期間雇われない結果は保育士のキャリヤの形成を阻む結果となることが予想できます。

◆質問事項２―②幼稚園数

【質問意図】幼稚園の数は全国的に減少しています。埼玉県も例外ではありません。原因は少子化です。公立は数が少なく、行政の担当部門としては教育委員会でした。しかし子育て支援の観点や保育園の不足から認定こども園の制度が行われるようになっており、その移行状況も含め、調査することとしました。

【アンケートの結果概要】公立（58園）と私立（489園）の比率は１対９で圧倒的に私立幼稚園となっています。この比率が全く逆転しているのが加須市で、公立幼稚園が13園あり私立は１園だけとなっています。深谷市も公立11、私立２で公立84％です。この２市は埼玉県でもとびぬけた特徴となっています。公立が全くない市町村が39市町村で全自治体の63％となっています。逆に私立が全くない自治体は、滑川町、嵐山町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町の７町村。小鹿野町と東秩父村には幼稚園が存在しないので近隣町村の施設を利用していると考えられます。

さいたま市と入間市では公立幼稚園の廃止が計画されています。**（自由記載資料参照）**

【結果から見る実態と課題】加須市は合併をしていますが、旧の加須市では小学校に併設される形で幼稚園がありました。このことは珍しい事例として新聞などで取り上げられたこともあります。明治の初めに公立の小学校の付属として始まった幼稚園は、その数年後には私立もできでいます。そして現在に至るまで全国で学校法人の幼稚園が５５％程度を占めているという幼稚園の歴史がうかがえます。

教育に属する幼稚園は、その歴的経過から見ても「多彩な特徴ある教育」という考え方もあって私立が多くなっています。保育と教育の間には近年まで大きな隔たりがあったと思われますが、子育て支援の観点から大きく変化しつつあるといえます。

７つの町村で私立の幼稚園がないということは、子どもの数や地域的、歴史的な条件の中で教育が産業化されてこなかったといえます。一方、少子化で子どもの数が減っていることと一定数が私立で賄われているために公立幼稚園を廃止する案が出てきていると思われますが、子供たちに優良な保育と教育を提供するという視点での行政としての責任を全うするための議論と施策が求められます。

◆質問事項２―③認定こども園数

【質問意図】認定こども園の制度が2006年に始まって10年以上経過しました。その結果こども園がどのくらい増えたのかを調査しました。また保育園からの移行、幼稚園からの移行も型の違いから判明するとの考えで質問しています。

【アンケートの結果概要】結果は、幼保連携型が55（さいたま市・草加市・久喜市が各５園、所沢市・鴻巣市各４園、富士見市・三郷市が各３園

他)、幼稚園型が８（久喜市２園他)、保育所型が２（所沢市、富士見市各１園)、地域裁量型はさいたま市の１園となり、すべて私立でした。解答欄は公立からの移行も想定して設けていましたが、結果公立保育園や幼稚園からの移行や新設はなかったこととなります。

【結果から見る実態と課題】この制度は始まってからの期間が短いこともあり実際におかれているのは、やはり県南都市部が多くなっています。自由記載欄の今後の整備計画を見ると神川町が公立の保育所・幼稚園を統合して幼保連携認定こども園にする計画を検討しています。この例にみられるように人口減少地区での保育園・幼稚園の将来を検討するとこの型は今後増えていく可能性があります。

◆質問事項２―④地域型保育事業

【質問意図】待機児童対策として2015年から制度化されて認可保育事業となり、小規模保育などは０～２歳の受け皿としても期待されており、その設置数などを聞いています。

また小規模保育事業は、その認可基準によりＡＢＣに分かれています。加えて、保育内容の支援を行う連携施設の設定があるかも質問しています。

【アンケートの結果概要】家庭的保育（利用定員５人以下）・小規模保育（利用定員６人以上19人以下）・事業所内保育（従業員の子以外に地域の保育の必要な子ども）・居宅訪問型保育の４類型のうち小規模保育が最も多く412園となっており、次いで事業所内保育31園、家庭的保育10件、居宅訪問型保育１件となっています。

市町村別にみると小規模保育はさいたま市の９４園を筆頭に川口市46園、越谷市31園、所沢市22園と続きます。事業所内保育は、やはりさいたま市の８件が最も多く、越谷市の６件が続きます。そして都市部でない嵐山町・川島町に１件ずつありこれはどのような企業か、後日確認したいところです。

ＡＢＣの認可による分類は、Ａ型228、Ｂ型171、Ｃ型１件となっています。連携施設の設定は30件で大変少ない状況です。

【結果から見る実態と課題】地域型保育事業は、待機児童対策とし保育士の数やその資格においても基準が引き下げられており、導入当初から保育の質の確保の面から危惧されています。園庭がなくても現在は近接の公園などが園庭代わりに認められています。今回の調査結果からは待機児童対策として都市部に多く設置されている現状が浮かび上がりました。必要性が高まっているだけにこの質の面をどうやって高めていくか、連携施設の設定が少ないことからもこの連携を増やすほか、自治体と各事業者の連携、補助の在り方などが重要になると考えられます。

◆質問事項２―⑤認可外保育施設数

【質問意図】待機児童問題から、認可保育園に入れずやむなく認可外施設に入れるなどの課題があり、あるいは保活を有利にするために一時的にも認可外を利用する傾向があるといわれています。埼玉県や各市町村は当然認可外施設も把握しています（埼玉県は全市町村の認可外施設を把握し一覧表をホームページで公開しています)。県全体の状況をつかむために調査対象としました。

【アンケートの結果概要】認可外施設があると答えた市町村は46自治体443施設。なかでも最も多いのはさいたま市の165施設、次いで川口市の34施設、川越市・越谷市の各25施設、草加市24施設、春日部市16施設となっています。

【結果から見る実態と課題】利用者数や施設の種類などを聞いていないので、細かい分析はできませんが、流入人口増の都市部で認可外施設を利用せざるを得ない実態がうかがえ、後に掲載している待機児童数を見ると認可施設の不足がここで賄われ、さらに不足していることがわかります。

◆質問事項２―⑥及び質問事項14．放課後児童クラブの設置数及び設置場所

【質問意図】放課後児童クラブの実態をつかむために総数と、設置主体、そして設置場所の基本事項を調査しています。利用児童が６年生までに拡大されていることや共働きの増加により利用者の大幅な増加で増設などが求められていることを想定しています。

【アンケートの結果概要】児童クラブの設置数は、埼玉県が2017年５月１日現在の設置数を調査公表していますが、クラブ数が1,270クラブとなっていて、今回調査の合計1,231クラブと若干の差があります。県の調査結果は「放課後児童クラブの設備及び運営の状況調査」でホームページから検索できるので参考にして下さい。

【結果から見る実態と課題】調査結果で認識が不足していたと感じたのは、私立クラブの数が302と予想よりも多かったことがあります。また予想されたことではありますが、指定管理者・委託が多く自治体直営は296クラブ37.8％でした。後の項目でも出てきますが、そのため支援員の労働条件はもちろん、開所時間すらお答えいただけなかった自治体（市町村別一覧表で時間等が抜けている自治体）が多くありました。このことは、自治体の責任の面から議論が必要でしょう。

◆質問事項３．待機児童数

【質問意図】待機児童は首都圏、大都市圏、県庁所在地などを中心に問題化しています。埼玉県内も例外ではありません。県南都市部では当然予測できるところですし、中間都市ではどうか、県北の状況などに関心がありました。また10月時点の人数については、とくに０～３歳の途中入所の困難状況を確認するためです。

【アンケートの結果概要】調査結果はほぼ想定通り県南都市部に集中しています。なかでも草加市は４月・10月共に大きな数字になっています。次いで新座市も多くなっています。流入人口が増加している吉川市などでも発生しています。県西部では嵐山町、滑川町で発生しています。詳しくは一覧表をご覧ください。また10月時点の待機児童数はさいたま市が最高で1345人で、すべて０から３歳児であり現在の待機児童問題を特徴的に示しています。

【結果から見る実態と課題】保育所の待機児童解消はもちろん施設の増加を図る必要があります。この点は政府も施設増加を後押ししており順次進められています。しかし必要性の高い大都市部では施設設置に対して近隣住民などの反対で建設できない例もマスコミで報道されています。川口市の自由記載欄に「保育所の近隣からの苦情（交通・騒音等）が問題となっている」。との記載があることからも設置のむずかしさがわかります。一方、社会的な問題として女性が出産した後も働き続けることが当たり前になってきていることにも目を向けないと、施設増が働きたい人の増加による保育需要の増大に追いつかないことになると思われます。また、保育所などの施設政策だけではなく育児休業の在り方、育児休業の取りやすい企業風土の醸成、一度退職した労働者の雇用・復職制度の確保などが社会的に考慮され、一体的に改善・改革されなければならないと考えます。

待機児童に関しては厚生労働省においても「待機児童」のとらえ方が変化してきており、現在では以前は含めなかった育児休業中であっても、保育を希望している場合には待機児童数に含めるように変化しています。

他に「隠れ待機児童」などと言われる「認可保育園に入れなかったのでやむなく無認可に預けている」なども解消されるべきと考えられますが、プロジェクトが聞いたある自治体の財政担当者は「全体としての少子化はまぎれもなく事実なので、簡単に認可保育園を増やすことはできない」と話しています。政府は無償化議論の中で無認可施設も対象とし、これらの施設の指導を強化する中で、認可施設にできるような方策をとるとしています

が、ここでも「量と質」のせめぎ合いがあります。

◆質問事項４―①　公立保育所保育士配置基準

【質問意図】公立保育所の保育士配置基準は、財務省から地方財政計画などを通じて、現在の国の基準を上回っている自治体に対して、国基準とするよう指摘を受けていてこのことは新聞等で広く報道されていますが、そのことで保護者やこれまで高い水準を守ってきた自治体と対立しています。県内の保育士配置基準を再度点検し保育の質の確保を図りたいため調査しました。

【アンケートの結果概要】一覧表を見ていただければわかりますが、県内市町村は国の基準を上回る独自基準を採用しているところが約７割となっています。

国の保育士配置基準

	０歳児	１歳児	２歳児
国の基準	３：１	６：１	６：１
	３歳児	４歳児	５歳児
国の基準	20：１	30：１	30：１

特に３歳児は国の基準では20対１ですがほぼ７割の市町村が15対１を採用しています。１歳児についても国の６対１に対して４～５対１を設定している市町村が39自治体となっています。

【結果から見る実態と課題】県内市町村は、保育現場の実態に合わせて保育の質の確保のために国基準を上回る保育士を配置していることが明らかになりました。これは、保育士の団体や当該保育士が所属する労働組合などの力が作用し、さらに市町村当局が現場の声を受け止めてきた結果と言えるでしょう。しかし、現在財政効率化や保育士不足を理由とした基準緩和の動きがあることから、保護者や現場保育士、行政担当者などの保育の質の確保と労働条件の向上を目指した運動の強化が必要となっています。

一方、今回の調査では調査しきれなかった課題について触れると、公立保育所における保育士の非正規化に言及しておかなければなりません。総務省が2016年４月に行った「地方公務員の臨時非常勤職員に関する実態調査結果」をもとに自治総研の上林陽治研究員が作成した資料（自治総研2017年５月号）によると、2016年４月の全国の保育士等数は非正規公務員が99,958人に対し、正規公務員は94,544人であり非正規公務員が上回り51.4％となっています。自治労埼玉県本部が毎年行っている「保育集会」ではすでに10年ほど前から、「非正規保育士のクラス担任が当たり前になってきている」ことも報告されています。非正規保育士はいずれも長くて1年単位の雇用であり、保育士に求められるキャリア形成が困難なことはもちろん、常に雇止めの不安を抱えており、加えて保育士不足に拍車がかかっている状況から、時給単価の高い自治体への移行などによって、一か所の保育所への定着率は悪くなっています。このことが保育の質に与える影響はもっと真剣に考える必要があると思われます。

◆質問事項４―②　民間保育所保育士配置基準

【質問意図】公立保育所と同じ問題意識です。

【アンケートの結果概要】35市町55％が国基準となっています。市町村が独自基準を定めてこれによっている市町が16団体あります。その他民間の独自というところが７市町です。一覧表でご確認ください。

【結果から見る実態と課題】民間保育所の質の向上のためにも自治体が働きかけて配置基準を高めていく必要があります。民間が国基準のままではいずれ公立保育園の基準も財政効率が悪いなどの理由で引き下げられていく可能性があります。

◆質問事項４―③　民間保育所３歳児の保育士配置基準と補助

【質問意図】国の補助制度が民間で利用されているかどうかの調査です。

【アンケートの結果概要】15市町で利用されてい

ませんでした。
【結果から見る実態と課題】利用する民間保育所がないところでは、自治体から働きかけて15対１を実現することが必要と思われます。

◆質問事項４―④公立保育所職員配置数計算方法
【質問意図】職員の配置数計算はクラスごとか年齢ごとの人数計算か（園単位）によって配置数が変化するので聞いています。
【アンケートの結果概要】14市町が年齢ごとの園全体を単位として計算しています。他はクラス単位の計算となっています。
【結果から見る実態と課題】クラス単位の方が保育士の配置数が多くなる場合があります。

◆質問事項４―⑤公立保育所看護師・保健師配置とその業務
【質問意図】病児・病後児保育や０～２歳児の保育においては看護師や・保健師の配置が保育士への大きな助けになります。それだけでなく、当然子供の健康管理に対してより高い水準となるので配置が望ましいわけです。
【アンケートの結果概要】34市町村の公立保育園に配置があります。０歳児クラスに配置されているほか、病児・病後児保育対応している市町村もあります。おおむね園全体の健康管理に携わっています。
【結果から見る実態と課題】配置のない市町村が約半数ありこれらの自治体では配置することが望ましいと言えます。子供の健康管理の向上や、保育士への手助けという観点だけでなく、保護者にとっても安心の確保となり、加えて「熱が出たので迎えに来て」という就業の妨げも少なくなる可能性があります。公立保育所ではぜひ配置されるよう取り組みたいものです。

◆質問事項４―⑥公立保育所の給食調理方法及び幼児の主食提供
【質問意図】乳幼児の給食がどのように提供されているかの調査です。自園調理が最も望ましいのですが、委託されているところもありその実態を聞きました。また、自園調理でも調理員の委託化も関心があるところです。加えて、０～２歳は完全給食、３歳からは副食給食という基準がありますが、その主食の提供について聞いています。
【アンケートの結果概要】46％の自治体が直営調理となっています。主食の提供については全園で提供が57％ありますが、その費用負担は月額400円の越谷市から横瀬町の1750円まで大きく差が出ています。また提供していないで家庭から持参する市町村も15市町村あります。
【結果から見る実態と課題】直営で調理員が配置され自園で調理されるのが最も良い提供方法と考えられますが、委託内容の詳しい調査を行っていないので評価は避けておきたいと考えます。0～3歳の保育需要が高まっていることから離乳食や乳児食のことを考えると、自園調理が望ましいといえます。
　なお、家庭から持参という市町村も今後は地域社会や家族の在り方の変化によって、主食提供するようになると考えられます。

◆質問事項４―⑦公立保育所の栄養士の配置
【質問意図】自園調理を前提とすれば、そこには調理員と栄養士が配置されるのが当然として聞いています。ただし、栄養士については1園に一人配置するのは効率の上から困難かもしれません。
【アンケートの結果概要】栄養士は、実際には圧倒的に本庁に配置され、複数の保育所給食を担当しています。特筆すべきは草加市で19の公立保育園に栄養士全園配置と回答しています。
【結果から見る実態と課題】栄養士配置はおおむね問題ないと思われますが、理想に近づけるためには財政当局の理解が必要でしょう。０～３歳の保育需要が高まっていることから離乳食や乳児食のこと、食物アレルギーを持つ子供も増えている

ことなどを考えると、栄養士の役割は大変重要なものと言えるでしょう。

また、小中学校の学校給食における食育の観点では自校調理方式とそこに配置される栄養士の役割が大変大きいことが指摘されています。保育所の給食に食育の観点はまだ入っていないのでしょうか。

◆質問事項４―⑧公立保育所の用務員の配置

【質問意図】保育士や看護師などの仕事を手助けする用務員はかつてほとんどの公立保育園に配置され（住み込みも多く）て、清掃や建物・園庭管理、本庁との連絡・物資のやり取りなどを行っていましたが、近年委託化が進むとともに用務業務従事者の仕事そのものを廃止しているところが多くなってきています。

【アンケートの結果概要】正規職員が配置されているのは川越市・越谷市の各18人が最多となっています。非正規活用が増大しているほか、委託も多くなっています。配置していない自治体が６市町となっています。

【結果から見る実態と課題】委託との混合や非正規との混合は委託化への移行期で正規職員の退職を待っていることが考えられ、今後委託化に進行する可能性があります。用務員も属するいわゆる現業職員はここ20年の間に大幅に減少しており、集中的に委託化が進んできました。しかし、非正規化や委託化は財政効率化のみが優先される結果、官制ワーキングプアを生み出す温床となっており、保育園内職員間の賃金格差が一体的運営の妨げになる可能性もあると思われます。また、学校でも同じ議論がありましたが、用務員の仕事の範囲等が真摯に議論されない結果、財政効率を主張する財政当局の意見が通って委託化や非正規化、配置しない結果が進んでしまうことも一因として考えられます。

◆質問事項４―⑨公立保育所の事務専門職員の配置

【質問意図】保育士の仕事は徹底して子どもと向き合うものであることが大前提ですが、保育士１人に１台のパソコンが割り当てられている市町村もあり、アンケート調査やさまざまな関係省庁や本庁からの問い合わせなど、事務処理も多く抱えています。学校事務職員制度が導入されているように、事務専門職員を置くことで保育士の本来業務に支障の出ないようにできるのではという考えでの問いとなっています。

【アンケートの結果概要】残念なことに事務専門職の配置は６市町（上尾市・戸田市・北本市ほか）にとどまっています。

【結果から見る実態と課題】保育を担当する本庁職員や部長・課長が、現場の保育士（管理職でない）と十分な意見交換をすることが必要です。保育士は子どもとその保護者と家庭等に対する情報共有や保育方針の確認など、職員会議をやらなければならないことが多くあります。保育日誌やカリキュラムの作成など事務的な仕事を本来業務の中に抱えています。それ以外の事務仕事を多くやらなければならないことが持ち帰り仕事や休憩時間の取れない原因になっていないか労働組合も関与して調査することが必要です。調査を踏まえてのことですが、積極的に事務を担当する職員を配置することが望ましいと考えます。

◆質問事項５―①保育士確保の市町村の認識

【質問意図】保育士が不足しているといわれています。各自治体の認識を聞いています。

【アンケートの結果概要】「足りている」と答えたのは志木市・和光市・鳩山町の３市町。逆に「非常に不足」と答えたのは、東松山市、狭山市、草加市など15市町でした。それ以外の市町村は、中間の答えである「やや不足」と控えめな答えで、この中に待機児童をたくさん抱えている県南都市部のさいたま市や川口市、越谷市などが入ってい

ます。

【結果から見る実態と課題】県内全域で保育士が不足していると認識されている実態が明らかになりました。ここでの質問は、認識を聞いていますが保育士の新規採用や臨時職員の募集時に担当者が感じる認識が答えられていると思われます。

一方で、保育士不足の認識には経営する立場、保護者の立場、現場で働く立場から等、いくつもの見方が考えられます。一つは子どもの定員に見合った保育士が確保できていない。そのために臨時保育士が雇われていることを不足として考えている。二つは、臨時保育士も含めて保育士定数を考えているが、臨時保育士も応募が少なく本来必要な数に満たない。三つ目は親の目から見て子どもの数に対する保育士定数が国基準や国基準以下で十分な保育を行うに至らない保育士しか確保されていない、などです。理想は国基準を超えて保育士が配置され、少しでも余裕をもって保育できることでしょうが、せめて非常勤保育士が５割を超える現状から、正規雇で待遇に格差のない状況を作り出さなければならないと考えます。

◆質問事項５―②保育士確保の市町村の独自施策

【質問意図】不足している保育士を確保するために各自治体がどのような施策を実行しているか確認するものです。

【アンケートの結果概要】さいたま市は「遠隔地募集」や「家賃補助」など例示した項目をすべて実施していると回答しています。家賃補助は６市（さいたま市、川口市、狭山市ほか）が実施しています。保育士独自の賃上げも25％の自治体が実施しています。就職支援金は３市、資格取得補助は６市町が実施しています。その他詳細は一覧表、自由記載欄もご参照ください。

【結果から見る実態と課題】独自施策のうちで数自治体に共通してあらわれたのが、保育士を採用する際、保育士の子供を保育所に入所させることを優先する仕組みを上げています。このことは保育に従事する者、担当する者にとっては「当然のこと」と受け止められています。2017年９月29日に内閣府から「 保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて」が出されて、他市町村に勤務する保育士の優先入所も考慮するなどの通知がされています。金銭的な補助としては所沢市、ふじみ野市に取り組みがみられます。

◆質問事項５－③保育士不足に対する民間との取り組み

【質問意図】保育士不足は公立に限ったことではなく、民間の方がより厳しいのではないかとの認識で協働の取り組みが必要としてこの問いとなっています。

【アンケートの結果概要】協働の取り組みがあるとの回答が15市町からありました。保育士合同説明会が６市町で取り組まれているほか、労働局やハローワークとの協働の取り組みも行われています。自由記載の一覧を参照してください。

【結果から見る実態と課題】内容は合同の就職面接会が主な取り組みであり、三郷市は民間事業所も含めて募集要項をリーフレットにまとめて保育実習を受け入れた学校へ訪問するなど一歩進めたものとなっています。市町村の積極姿勢が民間事業者への支援にもなっており、このような取り組みは参考とされる必要があります。

◆質問事項５―④公立保育所の非正規保育士の処遇

【質問意図】公立保育所においても非正規保育士が５割を超えているという総務省や自治労の調査を踏まえ、本件の非正規保育士の労働条件を調査することとしました。

【アンケートの結果概要】非正規保育士は圧倒的に「時間給」職員が多くなっています。月給職員のいる自治体は12市町、日給が13市町となっています。一覧表参照。また支給される手当等も通勤手当と超過勤務手当に限られているところがほと

んどです。今回調査での時給単価は最低が890円、最高が草加市の1420円となっています。

【結果から見る実態と課題】「正規職員との差が大きすぎる」「正規保育士を減らしすぎだ」というのが結論です。「朝番」「夕番」などといわれる短時間勤務の必要性は理解できますが、普通の生活を考えれば朝、夜、土・日は働きたくない時間です、優遇されて当然の勤務帯です。また、一日勤務の非正規職員からはクラス担任まで持たされる例が保育集会などでたくさん報告されています。昇給制度があっても16万円台から23万円台（これは良いほうの例です）では正規職員との格差が大きすぎると声を大にして叫びたくなります。当局・議会・労働組合の真摯な取り組みが求められています。

◆質問事項６自治体としての保育所の課題

【質問意図】選択式で待機児童、保育士不足、公立保育所の老朽化などについて複数回答可で質問しています。

【アンケートの結果概要】待機児童（63.5％40市町）と保育士不足（93.7％59市町村）、公立保育所の老朽化（53％35市町村）について多くの市町村が課題として挙げています。財源不足も19市町村が挙げています。待機児童の逆の定員割れが６市町で上げられています。事業者の確保も10市町で、用地確保が10市町で上げられています。詳しくは一覧表・自由記載をご覧ください。

【結果から見る実態と課題】質問者が予期した回答状況となっています。待機児童対策は施設整備と保育者確保による質の確保がキモですが、事業者の確保が困難との回答もある通り、民間の力も借りなければ困難です。公立保育園の老朽化が課題とした自治体が過半数を超えたのにはやや驚きました、昭和30年代後半から60年代まで急激の人口増があった県南都市部と中間都市の公共施設の老朽化と軌を一にしています。子供の安全を考えると耐震化なども踏まえて早急な予算化が求められているといえます。

◆質問事項７―①民間保育所への支援・財政的支援

【質問意図】民間保育所の運営に対する財政的支援について聞いています。

【アンケートの結果概要】一覧表のとおり八割の自治体が人件費を中心に独自の補助を行っています。独自の支援がないと答えたのは春日部市・和光市など15市町でした。

【結果から見る実態と課題】民間保育所との意見交換を通じて、必要な助成を再度確認して、適切な援助となるよう努める必要があります。

◆質問事項７―②．民間保育所への支援・保育士支援

【質問意図】保育士確保が困難な中、民間保育所に支援する研修などが行われているかを確認するものです。

【アンケートの結果概要】一覧表のとおり比較的費用の掛からない「保育研修」の実施であっても23市町で過半数に達していません。また、保育士の相談窓口は一か所もありませんでした。

独自施策は自由記載一覧をご覧ください。

【結果から見る実態と課題】自治体が予算を計上して民間保育士を含めて行う研修などは、多額の経費をかけなくてもできる支援です。研修を通じての保育士の資質の向上、また研修を機会とした保育関係者の交流は、必ず子供のための保育につながります。ちなみに当センターが2017年11月に開催した「学ぼう保育指針」の公開セミナーには自治体から民間保育所に案内をお願いしたところ、自治体関係者よりも民間事業所に勤務する保育士が多数参加され全体の63％でした。このように研修を希望している保育士が多数いることがわかります。ぜひ各自治体で実施してほしいものです。

◆質問事項８．民間事業者への助言・監査

【質問意図】民間事業者に対する支援としての相談窓口の開設や、自治体内の保育水準確保のための監査制度の活用について聞いています。

【アンケートの結果概要】一覧表のとおり監査は実施されています。相談窓口などの設置は、11市町で17%の自治体にとどまっています。

【結果から見る実態と課題】窓口を設けていなくても当然相談体制等はあると考えられます。設問の趣旨説明と解答の選択肢が不十分であったと考えられます。

◆質問事項９．民間事業者からの相談事項

【質問意図】民間事業者がどのような点で困っているかを把握するための設問です。

【アンケートの結果概要】回答は一覧表のとおり圧倒的に43市町からの「保育士不足」です。次いで「補助の要望」（35市町）が多数です。用地確保が３自治体。園庭がないとの相談が５自治体あります。その他で川口市から運動会の会場確保の相談が挙げられています。これは園庭がない問題に通じています。また配慮の必要な子供についての相談が川口市や長瀞町で挙げられています。

【結果から見る実態と課題】保育士不足解消は民間にとっても大きな課題であることがわかりました。先にもあったように自治体独自の補助はさまざまな形で行われていますが。より多くの補助が求められているわけです。用地確保も待機児童を抱える自治体こそ困難に直面していることがわかります。園庭（運動会など行事の会場確保）についても同様です。小規模保育などでは園庭がなく日常的の外遊びの場所の確保に苦労している現状が見られます。

◆質問事項10．保育事業の充実施策

【質問意図】保育の質を確保し、その水準を引き上げるために考えられる方策について聞いています。

【アンケートの結果概要】父母協議会のような制度を持っている市町が14市町です。第三者による評価は３市町。アンケートの実施が９市町となりました。その他自由記載で川口市や草加市、坂戸市が施設長会議や園長会議での情報共有を上げています。また、保護者の意見を聞く方法としてメールや手紙などの方法を上げている鶴ヶ島市、毛呂山町などがあります。

【結果から見る実態と課題】父母協議会のような組織は理想ですが、父母が就業者であることを考えると「時間が取れない」などの意見が出ることは考えられます。保護者側の協力をどう得ていくのかが課題になります。また、第三者評価はこれから絶対に必要になっていくと考えられますが、そこには父母代表や保育者代表（現役でなくても経験者）など現場をよく知る人と行政・制度的に保育をよく知る人の参加が不可欠です。

アンケートなどはもっと頻繁に行われているのではないかと考えていたので、少なく感じました。現場保育士任せでなく本庁の保育担当者などの協力を得て実施するなど、もっと積極的な自治体の対応を求めたいところです。

◆質問事項11．第三者評価の実施

【質問意図】これも、保育の質と水準の確保のための施策実施に関する設問です。

【アンケートの結果概要】一覧表のとおり実施しているのは公立で川島町のみ、民間ではさいたま市など15市町です。ほとんど取り組まれていないという結果でした。

【結果から見る実態と課題】質や水準の確保施策は他に何か行われているのか、この調査報告書をきっかけに教えていただきたいと考えています。第三者評価を実施している自治体の方からはその効果も教えていただきたいと思います。

◆質問事項12．保育士の研修

【質問意図】保育士の保育内容充実のための研修

がどのように、どの程度の頻度で行われているかを問うています。

【アンケートの結果概要】市が主催した研修（民間も含む）と回答が29市町あり設問の７－②の回答とずれがあります。外部研修の活用の回答が15市町となっています。園独自の研修の回答も27市町あり、すべてに該当と答えた市町が春日部市、越谷市、北本市となっています。

【結果から見る実態と課題】保育は市町村の責任となっていることを踏まえれば、すべての市町村が主催者となって年に数回の研修が民間事業所も対象に行われることが求められます。県が2018年２月に研修会を行っていますが対象人数が少なすぎて応募しても漏れてしまうのではないかと危惧しました。

◆質問事項13. 公立保育所・公立幼稚園整備計画

【質問意図】整備計画を把握するものです。

【アンケートの結果概要】整備計画があると答えた市町村は15自治体でした。自由記載一覧にある通り、改修、耐震補強、新設、統合など様々な計画があります。

【結果から見る実態と課題】待機児童のある市町村でも具体的な計画がないところがあること、公立保育園の老朽化が課題であるとしている市町村が35自治体あったことを考えあわせ、やや疑問を感じています。

◆質問事項14―①放課後児童クラブの設置場所

【質問意図】児童クラブが小学校敷地内か敷地外かを聞いています。

【アンケートの結果概要】小学校敷地内が約60％で残りが敷地外となっています。

【結果から見る実態と課題】敷地内だけでは需要に追い付かない現実や、クラブの成り立ちから敷地外にあったものと想定されます。

◆質問事項14―②放課後児童クラブの需要と増設計画

【質問意図】放課後児童クラブの利用希望者は６年生まで対象となったことも影響し、需要が増大しているため、増設等の計画を調査するものです。

【アンケートの結果概要】一覧表と自由記載一覧のとおりです。27％16自治体が需要と供給がバランスしていると答え、他は圧倒的に増設が求められています（72％）。唯一、東秩父村で利用者が減少となっています。

【結果から見る実態と課題】自由記載一欄を見ると各市町村が随時対応していることがわかります。

◆質問事項15―①放課後児童クラブの支援員の任用・雇用形態

【質問意図】雇用が非正規雇用中心となっていることが考えられることからの設問です。

【アンケートの結果概要】一覧表のとおり（雇用条件等も別表で示しています）、正規雇用職員が従事しているのは３分の１です。残りの３分の２は臨時・非常勤・嘱託・パートとして雇用されている支援員が従事しています。

【結果から見る実態と課題】どのようにしたら非正規雇用の条件を引き上げることができ、正規職員も処遇の改善が図れるのか。自治体当局、議会、利用者・保護者を交えて考えていく必要があります。特に利用者のためにも雇用の継続は大きな課題です。なお、非正規職員のみで運営されているクラブが24市町あります、万一の事故などの時どのような責任体制になってるか、働く側から問題提起していく必要があります。

◆質問事項15―②放課後児童クラブ支援員の勤務時間

【質問意図】開所時間との関係で短時間勤務と12時間勤務が予測されるための設問です。

【アンケートの結果概要】一覧表のとおり正規雇

用でも短時間勤務となっています。
【結果から見る実態と課題】どのようにしたら非正規雇用の条件を引き上げることができ、正規職員も処遇の改善が図れるのか。自治体当局、議会、利用者・保護者を交えて考えていく必要があります。特に利用者のためにも雇用の継続は大きな課題です。

◆質問事項15―③放課後児童クラブ支援員の給与
【質問意図】雇用が非正規雇用中心となっていることが考えられることからの設問です。
【アンケートの結果概要】一覧表のとおり、正規雇用でも月額20万円台（志木市）が最高額です。嘱託の最高額は月額15万円台、パートの時給は1070円が最高額となっています。
【結果から見る実態と課題】どのようにしたら非正規雇用の条件を引き上げることができ、正規職員も処遇の改善が図れるのか。自治体当局、議会、利用者・保護者を交えて考えていく必要があります。特に利用者のためにも雇用の継続は大きな課題です。

◆質問事項15―④放課後児童クラブの開所時間
【質問意図】自治体間で差異があるかの調査です。
【アンケートの結果概要】一覧表のとおり平日の開所時間に10時から放課後（午後だと考えられる）とばらつきがあります。閉所時間は18時～19時30分で大きな違いはありませんでした。
【結果から見る実態と課題】18時以降を時間外延長の概念があって費用負担が生じる自治体（14市町）と、余分な負担のない自治体に分かれています。

◆質問事項15―⑤放課後児童クラブ支援員の勤務シフト
【質問意図】長時間開所する土曜日や学校休業期間の勤務シフトを調査します。
【アンケートの結果概要】一覧表のとおりです。
【結果から見る実態と課題】正規職員がいるクラブと非正規職員だけの違いが出てきています。

◆質問事項15―⑥放課後児童クラブ支援員の配置基準
【質問意図】国の基準は20対１ですが、支援単位との関係があり、ばらつきがあるのではないかという問題意識です。
【アンケートの結果概要】一覧表のとおりですが、自治体は充実のため努力しています。
【結果から見る実態と課題】自治体は充実のため努力しています。

◆質問事項15―⑦放課後児童クラブ支援員の過不足
【質問意図】支援員の過不足に対する認識を聞いています。
【アンケートの結果概要】一覧表のとおり不足しているとの認識が22％あります。
【結果から見る実態と課題】不足している認識の自治体においては支援員を増やす取り組みが求められます。

◆質問事項15―⑧放課後児童クラブでの障害児保育と職員の加配
【質問意図】障害のある児童への対応を聞いています。
【アンケートの結果概要】一覧表のとおり90％の自治体が障害児対応をしています。
　支援員の加配も大部分行われており、努力の跡がうかがえます。
【結果から見る実態と課題】各クラブ運営者の努力がうかがえます。

◆質問事項15―⑨放課後児童クラブ利用児童数の把握方法
【質問意図】利用児童数の把握方法を聞いています。

【アンケートの結果概要】一覧表のとおり登録数で把握しており、これにより支援員が配置されていることがうかがえます。

【結果から見る実態と課題】利用数を実人数で把握して支援員を配置することは困難であり、現状のとおりでよいと思われます。

◆質問事項15―⑩放課後児童クラブの現場責任者の有無

【質問意図】支援員に非正規雇用が多いこともあり保育園における園長や主任保育士の役割を担う方（現場のリーダー、管理者の位置づけ）がいるかどうかを確認するものです。

【アンケートの結果概要】一覧表と自由記載一覧のとおり、工夫されてリーダー的存在が置かれています。

【結果から見る実態と課題】現状は肯定できる範囲と思われますが、自治体がリーダー研修などに積極的にかかわり育成していくことが求められます。

◆質問事項15―⑪放課後児童クラブの現場の事務処理

【質問意図】委託方式や指定管理方式も多い中、保護・保育以外の事務処理等の現状を把握するための問いです。

【アンケートの結果概要】一覧表と自由記載一覧のとおり。

【結果から見る実態と課題】直営か委託方式かの違いによって事務処理の方法も違ってきています。

◆質問事項16．保育・放課後児童クラブの問題点等自由記載

【質問意図】保育・児童クラブの問題点の把握のための問いです。

【アンケートの結果概要】各市町村自由記載一覧のとおり。

【結果から見る実態と課題】ここで揚げられている問題点・課題については今後自治研センターとして研究・検証していく考えです。

◆質問事項17．政府の教育・保育無償化施策・現状について

【質問意図】自治体から先行して始まった教育や保育の無償化を政府が検討し始めたことに関する自治体の認識を聞いたものです。

【アンケートの結果概要】一覧表と自由記載一覧のとおり。

【結果から見る実態と課題】回答に携わった担当者の方々は実に控えめで公務員的に「十分な検討を要する」の回答が８割を占めていました。学校給食・幼稚園・保育園給食を完全無償化している先進自治体である滑川町から、「無償化よりも施設整備を優先」との回答が来ています。無償化に至るまでの過程は大変複雑で様々の議論が予想できるということなのでしょうが、大きなことをやるときには「エイャ！」の気合で一気に進める必要があるという気もしています。

当初の問題意識とアンケート結果

１．保育施設の増加と保育の質について

【保育施設の増加と運営体制】保育施設の設置は年々増加しています。センターは今回の調査が初めてなので、埼玉県が毎年実施している保育所数調査を引用すると、認可保育園は2018年５月時点で1228施設となっており、前年よりも41施設増加しています。さいたま市が１年間で15施設、川口市が５施設、川越市が１施設、朝霞市で３施設、吉川市で１施設、その他の県南の市でも増加しています。やはり人口増加区域で施設の増設が急がれていることがわかります。

同時に施設の経営別にみるとアンケート結果か

らは公立が65.5％となっており小規模保育施設や認可外が増加していることを考慮すると、７割の保育が民間の手によって賄われています。また公立であっても指定管理者制度導入が増加している川口市なども運営は民間ということになります。公立保育園が一つもない自治体が５自治体あり保育のノウハウを行政が持てないのではないかと危惧されます。民間の力に負うところが多くなる中で公立保育園だけで私立のない自治体も４町あり、本来利潤の入り込む余地がない事業だけに、税で行政が直接管理・運営するのが最も望ましく効率的ともいえます。

追加記述や自由記載欄の「公立就学前施設の整備計画」を見ると、自治体はそれぞれの事情に合わせて努力している実態がつかめました。

【保育の質と運営体制】保育の質に関しては、一番は保育士や看護師の数とその資質に負うところが最も多わけですが、この点は別途保育士の数や労働条件のところで触れます。

各設問のところでも取り上げましたが、給食は子供の成長をはぐくむ重要な要素と言えますが、委託に出されているところが多いため、自治体の責任がどこまで全うされているか、乳児食やアレルギーを持つ子供への対応、食中毒防止などについて自治体当局が現場における実態が正しく認識されているか不安な点があります。同時に用務業務を廃止又は委託化する、あるいは事務処理のための職員が配置されていないことは、その分保育士への過重負担となっていないかなど、自治体がもう一度点検する機会を持つべきと思われます。

認可保育園の中でも小規模保育事業が417件となって増加していることから、園庭がないこと（今回、園庭のあるなしを調査していない）などが推測され、そのことをもって質が落ちるとはいえないものの、施設外公園などへの移動の際の事故の恐れや、子供の成長にとって外遊びは重要な要素であるだけに今後取り組みが求められると思われます。

【保育中の事故と子供の安全】また、このレポートの概要版を読んだ山梨学院短期大学保育課樋川隆教授から「保育所の安全問題は大きな問題です。保育士が子どもへの対応に集中するためには、庁舎管理を含め現業職員の活用も検討すべきと思います。」との示唆をいただきました。

今回保育事故に関しての調査は実施しませんでしたが、当然、問題意識は持っており現場の保育改善のために保育士の負担軽減ともなる用務員や事務職員の配置に関する設問を設けています。

埼玉県内ではかつて上尾市の公立保育園で死亡事故がありましたし、2017年８月にさいたま市の私立認可保育園でプール遊び中に４歳の子が死亡した事故がありました。プール遊びについては2016年に厚労省などが「複数監視」のガイドラインや通知を出していますが、この保育園では１人の保育士の監視だったといいます。結果、園長と保育士一人が業務上過失致死容疑で書類送検されています。（2018年８月毎日新聞など報道）また、「子どもの死亡事故はうつぶせ寝など午睡時間などに起きることが多いため、プールの監視よりもそちらを重視していた」はさいたま市の担当者の発言として報じられています。（朝日新聞2018年８月28日）

さいたま市がこの事故を受けて設置した第３者委員会は2018年５月に「二人以上の保育士らの配置を徹底し、うち一人は監視に徹する、水深は最も背の低い子どもに合わせる、異なる年齢の子供が同時にプールに入ることを原則禁止する」など８項目を提言し、市は提言を受けて「認可保育所や小規模保育事業所にプールの監視体制などに関するアンケートを実施し、課題がある園には抜き打ちの立ち入り調査を実施する」と報道されています。（５月25日毎日新聞）

保育事故は内閣府の調査によると2017年には、保育園認定こども園、幼稚園を含めて全治30日以上の事故が880件前年比1.5倍、死亡事故は８件と発表しています。死亡事故の内、認可外施設が４

件と半数を占めています。（朝日新聞などが2018年５月29日報道）

痛ましい事故は人手不足やガイドラインが守られないなど様々な原因が重なって起きます。しかし、結果としてこれらはすべて人災となり現場保育士や事業経営責任者には刑事罰までが課されます。「金がない、人手が足りなかった」は通用しないのです。関係者すべてが改めて肝に銘じるべきことと考えます。

【監査や第三者評価と質の向上】監査は民間事業者に対して実施されていますが、多くの場合数年に一度と思われます。監査以外に相談窓口などの設置についても聞いていますが、少数にとどまっています。設問も不十分だったため詳しくは分析できません。

第三者評価は公立では一か所で、民間事業者は15市町となっていて、まだまだ認識されていないといえます。第三者による評価は保育の質を高めていくうえで、重要な位置を占めると思われますが、その手法については難しいのが現状かもしれません。

民間などで苦情の件数とその対応などをもとに自分たちの仕事を評価する方法などがとられていますが、自治体保育所などでも取り組まれていると考えられます。これらの手法をもっと充実させながら、監査と組み合わせていくことも考えられます。

自治体内の保育園の園長を集めて会議を実施するなどの回答がありますが、その自治体内の保育状況・質の向上・平均化を図るには有効なものと言えます。

保護者との関係は施設管理者との父母協議会のようなものの設置が22％で少ないと感じます。保護者・管理者双方に負担の大きいものですが、苦情ではなくて、話し合うことによって改善できるものはたくさんあると考えられます。アンケートなどの方策も有効と考えられ、積極的な取り組みが求められます。

下記の記事は東京新聞が行った調査報道の記事です（2018年９月13日朝刊）

首都圏37市区の認可保育所を調査

児童福祉法の施行令により、都道府県や政令市、中核市は年１回以上、管内の保育所に実際に入って施設の安全面や保育士らの子どもへの接し方、面積などの基準が守られているかを検査しなければなりません。また、15年度から始まった子ども・子育て支援法で、23区や市町村も検査できるようになりました。

編集チームは、保育所の多い東京23区と関東1都６県の政令市、中核市の計37市区にある認可保育所について、この２つの法に基づく実地検査の実施状況を聞きました。その結果、いずれかの検査が入った保育所は3558施設のうち1645施設で、実施率は46.2%にとどまり、半数以上で実施されていませんでした。

23区全体では24.7%

新宿区と江東区だけが100%

特に実施割合が低かったのは、東京23区で、全体で24.7%。これは、都の実施率が都内全体で11.1%と低いことが影響しています。ただ、区の努力による差もみられます。新宿区と江東区は、都が回りきれない施設も独自に検査して全施設をカバーし、100%を達成。文京区、渋谷区、北区などは独自の検査はせず、10%に届いていませんでした。

横浜市、さいたま市などは「公立保育所」が実地検査対象外

政令市と中核市は実施率の高い自治体が目立ちます。ただ、横浜市やさいたま市、越谷市などでは、市が設置する公立保育所を検査していませんでした。検査の権限が県にあるのか市にあるのか双方で見解が異なり、結果的にどちらもみていない状態になっているためです。

厚生労働省保育課の担当者も、人員不足などを理由に検査に十分入れていない自治体があることを把握していて、「保育の受け皿の拡充と質の確

保を両輪で進めるのが国の方針」と説明。「すべての保育所に年1回以上、実地検査に入るのが基本だ」と話しています。（ここまで東京新聞）

この記事からもわかるように、認可保育所に対しても実地検査が行き届いているとは言えません。中核市以上の都市と23区が対象となっていますので、市町村がどこまで監査や実地検査を行えているか疑問です。現場の保育士不足というだけでなく、保育行政の本庁の担当者も不足していることが考えられます。全体の保育事業の認可保育所の7割を公立以外の民間が担っていることと、この外側に無認可保育所等があることを考えると、「保育は自治体の責任」をどう果たしていくのか、記事中にもあるように1年に一度の監査、実地検査の体制強化が望まれているといえます。

先の樋川教授は、「社会福祉基礎構造改革により保育所での保育は、「保育というサービス」を提供していると理解することが必要です。サービスは、第三者による評価が必ず必要であることから、第三者評価を受けることが必要であると思います。」としています。

【保育士に対する研修体制】先の樋川隆教授は「保育の質の問題は、保育士を雇用する側（地方公共団体や社会福祉法人等）が準備する研修体制の在り方が問われると思います。経験年数別に受講すべき研修を定めたキャリアパス等の導入も検討すべきと考えます。厚労省は、民間保育所保育士の処遇改善の一つの方法として「キャリアアップ研修」を各地方公共団体に実施するよう求めています。同研修は、本来公立保育所の保育士にも適用すべきです。また、保育は子どもたちの未来の一部を保障するものです。それだけに利用する保育所による「不幸」があってはならないと考えます。各保育所の保育力の差はなくすことが原則と考えます。」と指摘されています。今回調査では設問によって若干の齟齬がありましたが、民間事業所まで対象とした保育士研修は46％の自治体で行われており、この充実が求められています。

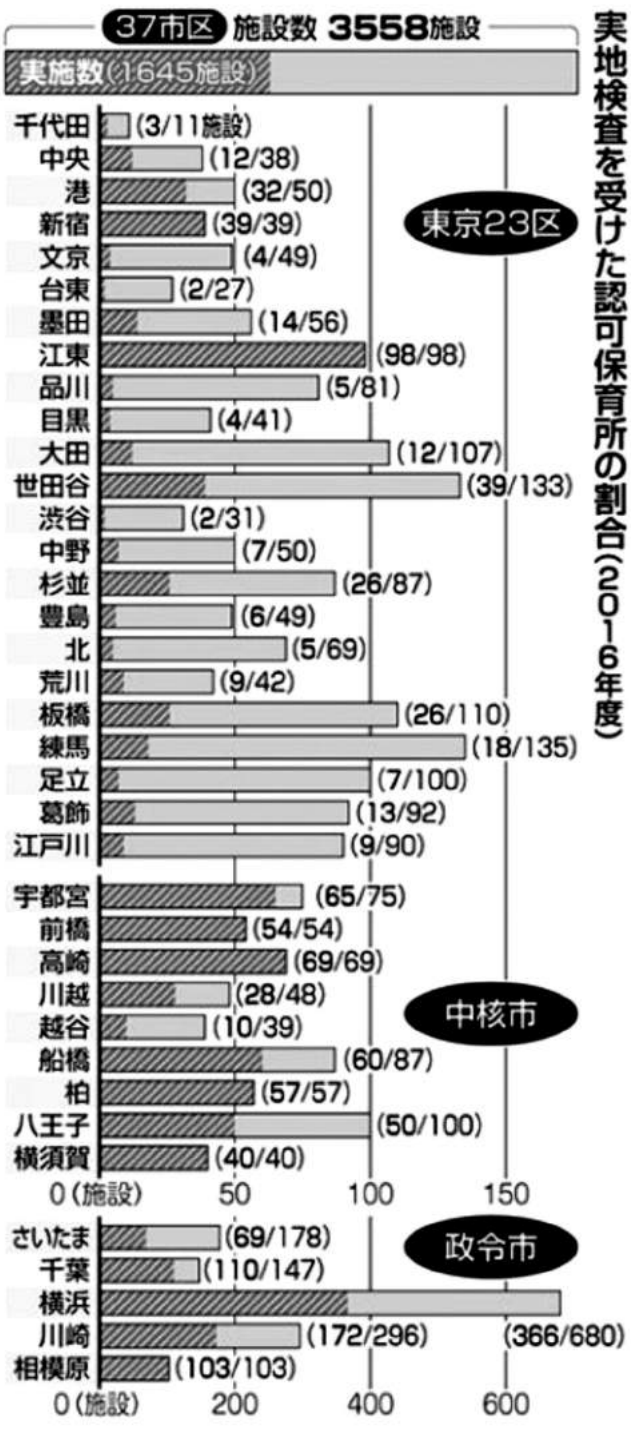

（東京新聞の記事より）

自治体内すべての保育士が最低年１回研修を受けられるようにするには定員何人の研修を何回企画すればよいのか、保育の主管課が予算化することによって実現可能ではないでしょうか。たとえば１回の講師料が５万円として、会場費などは自治

体の会議室とすれば、毎月開催しても開催案内業務などを含め年100万円程度の予算で実現可能です。この予算で保育士のスキルを高め、安全・安心の保育が実現する可能性を考えれば、大変有効な税の使い途と言えます。

２．県内自治体の地域差について

待機児童や施設の増設計画、逆に公立しか運営できない人口減少著しい町などの状況について、人口動態に合わせた形で地域差がはっきりと表れています。このことから国などが一律に方向性を決めてしまうことの危うさも見えます。

施設増設に力を入れざるを得ないところにだけに目を向けると、設置基準（０歳児面積基準1998年から3.3㎡に、2000年企業の参入と土地・建物の自己保有規制なくなるなど）や保育士の配置基準（1998年に制限付きだがパート保育士を認める、2015年小規模保育所のＢで保育士半数を認める、2016年一部で保育士支援員などを認める）を引き下げてでも施設が必要だと強調されてしまい、その結果、園庭もない施設が増加する、キャリアの浅い保育士（場合によっては資格のない保育者の配置）だけで運営されるなど質の低下につながりかねません。

待機児童が増える中で基準の引き下げについてどう考えるか、保育を考える親の会の代表普光院亜紀さんは、当会主催のセミナーで待機児童解消に向けた取り組みの中で出てきた面積基準の引き下げについて「これをやった自治体は、一回きりは定員拡大できますけど、次の年からそれきりです。子どもの環境は切り下げたらずっと低いままです。自治体は一時的にちょっと待機児童数が減らせる、それだけの話です。逆から見れば、安易に基準切り下げて子どもを入れている、ただ単に子どもを詰め込んでいるということではないか。これを見たら、規制緩和をしたい方は面積基準下げたほうがいいじゃないかと言うかもしれないけど、やはり、逆に私のような立場から見ると、基準というのは子どもの環境を守っているというふうに見えるということです。」と語っています。埼玉県は横浜市や東京都などに比べるとまだ国基準以上の基準を守っていることも報告されました。（９月27日発行『埼玉自治研№51 P14）

３．保育士の待遇の現状と課題

保育士の配置基準について、埼玉県の各市町村は頑張って７割以上が国基準以上の配置を続けています。（質問事項４－①参照）このことは質の確保の上で大変重要なことで、これからも水準を維持向上させていきたいものです。

一方、今回の調査でせめて公立保育園における正規公務員保育士と非常勤保育士の人数・比率を設問とすべきであったと反省をしています。非正規保育士の賃金などについて丁寧にお答えいただいた担当者のことを考えるとこの設問を設定しなかったのはプロジェクトの明らかなミスでした。

しかし、質問事項の各項目にも記したように全国的に非正規保育士の配置が5割を超えていること、20回重ねられてきた自治労埼玉県本部主催の保育集会で毎年のように非正規職員の担任などが報告されてきたことを踏まえれば県内市町村が全国の例外になっているとは考えられません。非正規保育士自身が問題ではありません。現在では非正規保育士がいなくては公立保育園の運営が維持できないのが現実ということです。

どうしてこうなってしまったかは、たくさんの要因が挙げられますが、一つは2004年に公立保育園の運営費が一般財源化されたことが挙げられます。財政当局の圧力が強くなり正規保育士の退職による欠員などを非正規で埋めてきたことなどが挙げられます。

正規公務員保育士は、定期昇給制度により個々には不満があるものの一定の賃金（昇給し）が保障されていますが、理屈はどうあれ非正規職員の給与・待遇は低すぎると言わざるを得ません。今回調査でも時給単価は最低が840円で、手当は通

勤手当と時間外勤務手当のみというところがほとんどです。退職金・一時金は労働組合が組織されてしかも非正規職員も組織されているところでかろうじて出されていることがわかりました。（非常勤保育士の賃金等一覧参照）

また、休暇等についても年休と夏休、忌引き休暇が限界となっていて、産前産後休暇やリフレッシュ休暇など特別休暇の制度があるのは9市町村にとどまっています。それも市町村によって一部だけが認められている現状です。（非常勤保育士の賃金等一覧参照）

民間の賃金実態については、今回調査していませんが、フリーのジャーナリスト小林美希氏の『ルポ保育格差』（岩波新書2018年４月）によると、「子どもの定員により差があるものの公定価格（基本分単価）から算出できる人件費比率はおおむね80％であるのもかかわらず、東京都内における事業費に占める保育者の人件費率は社会福祉法人立で55.4％、株式会社においては42.2％とされている。」加えて筆者は「株式会社の保育園における人件費比率の低い順ベスト20の表も掲載しているが、驚くことにワースト１位は、保育者人件費率が17.3％」と述べています。（同書P55～60）

小林氏がこのような表を作成できたのは東京都が2015年度から「東京都保育士等キャリアアップ補助金」を出しており、この補助金を受ける施設は、都が定めた様式で財務諸表などの提出を求められ、都は2017年２月に「東京都保育士等キャリアアップ補助金の賃金改善実績報告等に係る集計結果」をまとめて公表しているからとされています。

埼玉の民間保育園において東京と大きな差があるとは考えられません。また、税が使われていることと合わせて今回の調査で自治体独自の補助を出しているところもあるので、財務諸表の公表やそこに働く保育者の賃金アップや労働条件の確保について、自治体による積極的な関与が求められます。

先の普光院亜紀さんは　現場保育士に賃上げが必要だけど、人員増も望んでいるとして、「よく使われるのは厚生労働省がハローワークで取ったという調査結果で、なぜ保育士資格を持っているのに現場に入らないのか問うたところ、賃金が低い、待遇が希望に合わないという理由が１位になったというものです。東京都の調査で、現場の保育士に現在の職場で改善してほしいことを聞いています。やっぱりトップは給与、賞与の改善。２位に来ているのが、職員の増員です。保育士不足だから基準を下げて、保育士が少なくてもいいことにしたらどうかみたいなことを言う人がいますが、そんなことをしたら保育士の負担が増え、逆効果になるということです。今、保育士の数だけじゃなくて人材、レベルというものが足りないと私は思っています。資質が高い保育士人材を確保できる職場環境にしなければならないと思います。」（前掲『埼玉自治研№51 P19）また保育士の賃金についても同氏は「安倍さんの言うとおり、せめて（全国全職種の）女子の平均に合わせるとしたら、年収であと50万円ぐらい増やさなければならないというのを私が計算しました。さらに、年収50万円上げて、国の計画どおり待機児童対策で受け皿32万人増やすとしたら、そこで必要となる追加予算は1378億円という計算になりました。思ったのは、幼児教育無償化の予算で楽々できてしまうではないかということですね。幼児教育無償化はいいからこっちへお金を使ってほしいと強く思いました。」（前掲Ｐ20）とも話されています。

公立・民間、正規・非正規の区別なく保育士の賃金が全職種の賃金よりも低いことは明らかになっているので大幅な改善が必要です。

その上で公立においては条例定数という制限はあるものの、非正規職員の正規職員化が求められています。どんな理屈を言っても「非正規」は「低賃金＝ワーキングプア」の代名詞でしかありません。

４．学童保育（放課後児童クラブ）について

学童保育に関しては、自治体がどこまで掌握しているかという漠然とした不安感がアンケートによって鮮明になりました。それは一覧表を見ていただくとわかる通り開所時間について空欄になっている自治体が15自治体あったことです。担当者は当然把握しているはずですがアンケートには記載がありませんでした。支援員の配置基準についても17自治体が記載されていませんでした。基本的事項に応えられないことは指定管理者制度や委託、民間による運営であったとしてもやはり自治体として問題があると思われます。

また、この委託や指定管理者制度を理由としてか、賃金、手当等についても答えが空欄となっています。学童保育にも税金が使われています。たとえ直営でなくても自治体が運営状況やその運営主体の組織､財政に関与していくことが重要です。

支援員の労働条件は自治体によってばらつきがあって一概に論じることはできませんが、非正規職員が圧倒的に多い現状から賃金、労働条件の向上は大きな課題と言えます。

また、国において支援員の不足の現状から一クラブ最低２名配置の基準の緩和が検討されていると報じられていますが、自治体・利用者の立場から反対です。

先の樋川教授は「小学校に入学した時点で、延長保育の対象ではなくなります。保護者は、仕事のため、子どもたちは放課後保護者が不在となる状況となります。これがいわゆる「小１の壁」です。そのため、延長保育に代わって放課後の時間の子どもたちを保護氏支援する役割が「放課後児童クラブ」という位置づけになると思います。最近では、厚労省と文科省が厚労省所管の放課後児童クラブと文科省所管の放課後児童教室を総合プランとして「一体化」して実施することを推奨しています。この一体化の観点で、放課後児童クラブの実態を見直してみてはいかがでしょうか。

また、放課後児童クラブの従事する者の身分保障に取り組む必要があると思います。」と指摘されています。

５．保育の無償化について

アンケートでは懐疑的な意見が多くありましたが、政府は無償化に踏み切るとしています。しかし財政問題では国と自治体が対立をしていますし、保育園と幼稚園の給食費の集め方も論議になっています。無認可施設を対象とすることについての議論も出ています。最終的にどのような決着がつくかわかりませんが、方向性としては無償化に向かうと考えられます。「方向性は良し」としても様々な問題に直面するのは自治体です。自治体の自由度を高めたうえ、国費で財源を保障することが重要だと考えます。

６．センターから関係者への提言

国への提言

１．保育基準の引き下げを行わないこと

２．放課後支援の運営ガイドライン基準を引き下げないこと

３．保育労働者、放課後支援員の労働条件向上に資する施策を行うこと

４．民間事業者の人件費率の基準を強化すること

自治体への提言

１．保育園は子どものために運営されること＝質の確保

①児童福祉法はその第一条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の

福祉を等しく保障される権利を有する。」と定めています。保育園は児童福祉法における施設と位置付けられ第24条で「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。」と市町村の責務が定められています。この第１条と第24条を合わせて子どもたちのための保育園とすること。

放課後児童クラブについても同様の考え方を基本とすること。放課後児童クラブについては現状よりも自治体の関与を強化すること。

２．保育従事者・放課後支援員の労働条件を向上させること

賃金の引き上げ、正規職員の増員、委託事業者・指定管理者に対する指導強化

３．民間事業者も含めて保育士キャリアアップ、放課後支援員のための研修制度の確立

４．民間事業者への監督強化（財務諸表の公開と監査の強化）

５．保護者の意見を取り入れる方策の構築　アンケート、保護者会の組織化、第三者評価

労働組合への提言

①民間も含め保育労働者、放課後支援員の広範な組織化

②保育労働者・放課後支援員の賃金引上げ、正規職員化への働きかけ

③非正規労働者の正規化

市民への提言

①保育基準、放課後児童クラブ設置基準の引き下げへの反対行動

②自分の子どもの保育園、放課後児童クラブに今以上に関心を持つこと

報告書作成に当たりコメントをいただいた山梨学院短期大学保育課樋川隆教授、講演の記録を引用させていただいた保育を考える親の会の代表普光院亜紀さん、著書から引用させていただいた小林美希氏（『ルポ保育格差』（岩波新書2018年４月））に心からお礼申し上げます。ほか新聞記事（朝日新聞、毎日新聞、東京新聞）を引用させていただいており心から感謝申し上げます。

[アンケート集計一覧表]

自治体名	人口					保育所数					幼稚園数			認定こども園数													
														幼保連携型				幼稚園型				保育所型					地域裁量型
	総数	男性	女性	就学前	割合	総数	公立	指定管理	委託	私立	総数	公立	私立	総数	公立	指定管理	私立	総数	公立	指定管理	私立	総数	公立	指定管理	私立	私立
さいたま市	1,284,937	640,513	644,424	67,189	5.23%	197	61			136	99	1	98	5			5	1			1	0				1
川越市	351,863	176,356	175,507	17,401	4.95%	50	20			30	29	0	29	2			2	0				0				
熊谷市	199,029	99,306	99,723	8,713	4.38%	36	12			24	14	2	12	2			2	0				0				
川口市	596,505	302,811	293,694	30,898	5.18%	89	30	12		59	43	2	41	0				0				0				
行田市	82,469	40,984	41,485	3,298	4.00%	12	3			9	8		8	0				0				0				
秩父市	64168	31397	32771	2651	4.13%	14	5			9	8	3	5	2			2	0				0				
所沢市	343986	170882	173104	16224	4.72%	56	20	1		36	22	1	21	4			4	0				1			1	
飯能市	80,179	40,140	40,039		0.00%	14	9			5	7	1	6	0				0				0				
加須市	113,753	57,121	56,632	4,677	4.11%	21	7			14	14	13	1	2			2	0				0				
本庄市	78181	39258	39523	3435	4.39%	21	2			19	7		7	0				0				0				
東松山市	88,099	44,174	43,925	4,200	4.77%	14	5	3		9	7		7	0				1			1	0				
春日部市	236,086	117,366	118,720	9,644	4.08%	29	10	3		19	19		19	1			1	1			1	0				
狭山市	152,730	76,769	75,961	6,244	4.09%	23	8	1		15	9	2	7	2			2	0				0				
羽生市	55,350	27,713	27,637	2,258	4.08%	7	5			2	4		4	2			2	0				0				
鴻巣市	119,048	59,053	59,995	5,136	4.31%	14	8			6	5		5	4			4	0				0				
深谷市	144,425	72,085	72,340	6,690	4.63%	36	5	5		31	13	11	2	1			1	0				0				
上尾市	228,124	113,377	114,747	10,527	4.61%	34	15			19	19	1	18	3			3	0				0				
草加市	247,481	125,628	121,853	11,706	4.73%	36	19			17	15		15	2			2	0				0				
越谷市	339,677	169,091	170,586	17,508	5.15%	40	18			22	22		22	5			5	0				0				
蕨市	73,800	37,471	36,329	3,460	4.69%	13	5			8	4		4	0				0				0				
戸田市	137788	70695	67093	9094	6.60%	34	7			27	10		10	0				0				0				
入間市	148,733	73,848	74,885	6,406	4.31%	26	11	1		15	10	1	9	0				0				0				
朝霞市	137,271	69,425	67,846	8,063	5.87%	37	11			26	8		8	0				0				0				
志木市	75,704	37,665	38,039	4,298	5.68%	19	4			15	7		7	0				0				0				
和光市	81,151	41,782	39,369	4,959	6.11%	18	5			13	4		4	0				0				0				
新座市	165,081	82,651	82,430	8,662	5.25%	32	6			26	11		11	0				1			1	0				
桶川市	75,263	37,414	37,849	3,940	5.23%	10	4			6	4		4	3			3	0				0				
久喜市	154016	76909	77107	6472	4.20%	22	6			16	7	2	5	5			5	2			2	0				
北本市	67381	33561	33820	2517	3.74%	10	4			6	9		9	0				0				0				
八潮市	87,527	45,490	42,037	4,404	5.03%	14	6			8	5		5	1			1	0				0				
富士見市	110650	54926	55724	5891	5.32%	16	6			10	7		7	3			3	0				1			1	
三郷市	139413	70707	68706	7509	5.39%	18	6			12	10		10	3			3	0				0				
蓮田市	62,310	31,051	31,259	2,641	4.24%	9	7			2	4		4	1			1	0				0				
坂戸市	101377	50873	50504	4697	4.63%	13	6			7	9	1	8	0				1			1	0				
幸手市	52277	26281	25996	1952	3.73%	5	3			2	8	1	7	0				0				0				
鶴ヶ島市	69,987	34,861	35,126	3,102	4.43%	12	3			9	4		4	1			1	0				0				
日高市	56,497	28,177	28,320	2,318	4.10%	9	3			6	4		4	0				0				0				
吉川市	71,781	35,997	35,784	4,093	5.70%	12	2	2		10	5		5	0				0				0				
ふじみ野市	113,533	56,609	56,924	5,968	5.26%	19	5			14	8		8	1			1	0				0				
白岡市	52,329	26,079	26,250	2,591	4.95%	6	3			3	4		4	0				0				0				
伊奈町	44,496	22,474	22,022	2,326	5.23%	8	2			6	3		3	0				0				0				
三芳町	38330	19172	19158	1719	4.48%	5	2			3	3		3	0				0				0				
毛呂山町	34495	17201	17294	1119	3.24%	6	2			4	2		2	1			1	0				0				
越生町	11,862	5,922	5,940	362	3.05%	2	1			1	1		1	0				0				0				
滑川町	18,343	9,389	9,845	1,320	7.20%	4				4	1	1		0				0				0				
嵐山町	17,576	8,751	8,825	665	3.78%	4				4	1	1		0				0				0				
小川町	30,982	15,376	15,606	874	2.82%	6	3			3	2		2	0				0				0				
川島町	20,658	10,523	10,135	656	3.18%	2	2	2		0	1		1	0				0				0				
吉見町	19,919	9,995	9,924	677	3.40%	1	1			0	1		1	0				0				0				
鳩山町	14,066	6,924	7,142	336	2.39%	2				2	1	1		0				0				0				
ときがわ町	11,561	5,814	5,747	337	2.91%	4	2			2	1		1	0				0				0				
横瀬町	8,462	4,218	4,244	320	3.78%	1	1			0	1		1	0				0				0				
皆野町	10,048	4,948	5,100	840	8.36%	2				2	1	1		0	0	0	0	0				0				
長瀞町	7,355	3,578	3,777	246	3.34%	2				2	0			0				1			1	0				
小鹿野町	12,119	6,005	6,114	372	3.07%	3	2			1	1	1		0				0				0				
東秩父村	2,971	1,498	1,473	64	2.15%	1	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0				0				
美里町	11,311	5,683	5,628	465	4.11%	4				4	1	0	1	0	0	0	0	0				0				
神川町	13,865	7,064	6,801	664	4.79%	3	2			1	1	1	0	0				0				0				
上里町	31,180	15,507	15,673		0.00%	7	2			5	2		2	0				0				0				
寄居町	34,284	17,080	17,204	1,552	4.53%	8	4			4	1		1	0				0				0				
宮代町	33,840	17,023	16,817	1,772	5.24%	5	2			3	4		4	0				0				0				
杉戸町	45,698	22,921	22,777	2,103	4.60%	6	3			3	4	3	1	0				0				0				
松伏町	29,989	15,153	14,836	962	3.21%	3	1	1		2	1		1	2			2	0				0				
合計	7,343,369	3,678,715	3,666,145	351187	4.78%	1186	408	31	0	778	540	51	489	58	0	0	58	8	0	0	8	2	0	0	2	1

自治体名	地域型保育事業							連携施設設定		認可外保育施設			放課後児童クラブ					待機児童数				公立保育所　職員配置基準						
	家庭的保育	小規模保育	A型	B型	C型	事業所内保育	居宅訪問型保育											2017.4.1		2017.10.1				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	私立	私立	私立・民間	私立・民間	私立・民間	私立	私立	あり	なし	あり	ヶ所数	なし	総数	公立	指定管理	委託	私立	総数	0.1.2歳児	総数	0.1.2歳児	国基準	独自基準	3対1	6対1	6対1	20対1	30対1	30対1
さいたま市		94	76	18		8			○	○	165		237	74	74		163	0		1345	1345		○						
川越市		18	16	2		2		○		○	25		32	32				64	58	188	103		○		4		15	26	26
熊谷市	1	8	5	3				○		○	1		51	44	1		7	29	22				○		4.5		15	20	25
川口市		46	18	28				○		○	34		56	52			4	49	44	91	90		○		5		17	27	27
行田市	2	2	2					○		○	1		17	16		16	1	0				○							
秩父市						2						○	18	14			4	2	2	22	22		○		5		15	20	
所沢市		22	8	14				○		○	12		46	43	42		3	26		183		○							
飯能市										○	7		16	13		13	3	3	3	7	7		○		5	5	15	25	25
加須市									○	○	4		33	25	3	4	8	0		0			○		4				
本庄市	1					2				○	4		23	4			19	0		0		○							
東松山市	2	2	1	1				○		○	2		15	5	5		10	43	37	65	60	○			5				
春日部市						1				○	16		41	39	39		2	24	22	188	178		○		4		15	20	20
狭山市		6	3	3				○		○	4		24	23	11		1	46	34	115	89		○		5		15		
羽生市									○			○	9	6			3	0		15	15	○							
鴻巣市		6	4	2		1		○		○	2		21	20	7		1	0		0			○		4		15	25	25
深谷市		6	5	1				○		○	5		40	24	11		16	2					○		4		15		
上尾市		17	7	10				○	○	○	9		33	33	33			24	24	94	89		○		5		15		
草加市		16	5	11				○		○	24		34	33	5	24	1	303	240	508	432		○		5		15	20	25
越谷市	3	31	20	11		6	1	○	○	○	25		49	47		2	2	43	38	203	198	○							
蕨市		8	4	4				○		○	2		16	16		7		10		58			○		4				
戸田市		11	4	7		2		○		○	14		37	22	2		15	83	83	160	160		○		4		12	25	25
入間市		5	5					○		○	7		19	19				27	24	55	50		○		4	5	15	28	28
朝霞市		14	1							○	6		12	10	10		2	114	112	128	127		○		4.5		17	25	27
志木市		6	2	3	1			○		○	1		8	8		8	0	104	91	111			○		4.5		18	24	24
和光市		20	6	14					○	○	4		13	11	11		2	62	61	128	127		○		4	5	15	20	
新座市		19	11	8					○	○	5		17	17	17		0	190	162	363	331		○		4		15		
桶川市		5	2	3				○		○	3		9	7			2	0		0			○		4		15	25	25
久喜市		3	3					○		○	3		25	24	23		1	40	38	77	77		○		5		15		
北本市										○	1		12	12	12			0		9	8		○		4.5		18	25	25
八潮市		6	6					○		○	4		10	10	4			16	16	21	21	○							
富士見市		6	2	4		1		○		○	5		21	21	21			66	59				○		4		13	18	25
三郷市		4		4		1		○		○	13		21	19			2	66	60	131	121		○		5		15	20	25
蓮田市		3		3				○		○	2		10	9			1	13	13	39	39		○		5		15	25	25
坂戸市		10	1	9					○	○	1		13	13	13			9	8	29	28		○		5		15		
幸手市		1	1					○		○	6		11	11		11		0		1	1	○							
鶴ヶ島市		3	2	1				○		○	2		13	13		13		0		26	26		○		4.5		15		
日高市	1	1	1			1		○				○	14	9		9	5	0		0			○				17		
吉川市		5	2	3				○		○	4		8	8				58	43	127	112		○		4		15	20	25
ふじみ野市		2		2		1		○		○	3		24	24		2		24	21	19	18		○		5		12	25	25
白岡市		3	3						○	○	2		8	8				26	21	54	52		○				15		
伊奈町		3	3						○			○	16	16				1	1	3	2		○		4		15		
三芳町		3		3				○		○	5		7	7				1	1	6	6		○		4		15	20	
毛呂山町		1		1				○		○	1		4	4		4		0		0		○							
越生町												○	3	3	3			0		0		○							
滑川町										○	1		7	6	6		1	13	10	7	7	○							
嵐山町						1			○			○	3				3	25	17	25	17								
小川町												○	7	7		7		0		0			○	2	4		16	25	28
川島町				1		1		○		○	1		6	3			3	1	1	0			○		4				
吉見町												○	4	2		2		0		0			○				15		
鳩山町						1		○		○	1		2				2	0		0									
ときがわ町									○			○	3	3		3		0		0			○		4		15		
横瀬町										○	1		1	1				0		0			○		4	5	15	20	25
皆野町												○	2	2	2			0		0									
長瀞町									○			○	3	2			1	0		0		○							
小鹿野町												○	5	1			4	0		0			○		4		15		
東秩父村												○	1				1	0		0		○							
美里町													3	0			3	0		0									
神川町									○			○	4				4	0		2	2	○							
上里町										○	1		8	5			3	0		13	13	○							
寄居町										○	2		7					0		0			○		4		15		
宮代町		1	1						○			○	6	6	2			0		0		○							
杉戸町												○	7	7				0		23	23		○		4				
松伏町										○	2		6	5	5		1	0		11	11	○							
合計	10	417	230	174	1	31	1	31	15	46	443	16	1231	918	362	125	304	1607	1366	4650	4007								

自治体名	民間保育所			3歳児配置補助金申請			公立職員配置計算		公立保育所　保健師・看護師								公立　調理について			幼児の主食提供				
	職員配置基準								配置あり															
	国基準	市基準	独自基準	ある	ヶ所数	ない	クラス単位	園単位	あり	保育所数	人数	0歳に配置	全体管理	病児・病後児	配置なし	本庁配置	直営	委託	混合	全園提供	主食代	委託園提供	主食代	持参
さいたま市	○			○	125		○		○	15	15	○							○	○	1000			
川越市	○			○	29		○		○	1	2			○			○			○	700			
熊谷市			○	○	20			○							○		○			○	700			
川口市		○		○	64				○	5	5	○						○		○	1000			
行田市	○			○			○								○		○			○	800			
秩父市	○			○	11		○		○	1	1						○				1園1000			4園○
所沢市	○			○	36		○		○	2	2		○	○					○	○	900			
飯能市	○						○		○	1	1		○				○			○	1000			
加須市		○				○	○		○	1	1	○					○			○	500			
本庄市	○			○	19		○		○	1	1			○			○							○
東松山市	○					○	○		○	2	2		○				○			○	600			
春日部市			○	○	14		○								○			○				○	500	
狭山市		○		○	15		○		○	3	4	○	○	○					○	○	900			
羽生市	○					○	○		○	1	1		○					○		○	700			
鴻巣市		○		○	11		○		○	3	3	○						○		○	1,000			
深谷市		○		○	332			○							○			○		○	600			
上尾市	○			○	19		○		○	12	12	○					○			○	1000			
草加市	○	○		○	17		○		○	12	12		○	○			○			○	0			
越谷市	○			○	15			○	○	15	15		○				○			○	400			
蕨市		○		○	6			○	○	5	5		○	○			○			○	750			
戸田市	○			○	24		○		○	5	5	○	○					○		○	1,000			
入間市	○			○	14		○		○	2	4	○	○				○			○	800			
朝霞市			○	○	23		○		○	8	9		○						○	○	1食35			
志木市		○		○	11				○	4	4	○							○					
和光市	○					○	○		○	2	6	○	○						○	○	0			
新座市	○			○	24			○	○	6	6		○				○			○	500～1000			
桶川市	○			○	7		○		○	1	1	○						○		○	1000			
久喜市	○			○	13			○							○				○	○	1000			
北本市			○			○	○		○	1	2			○					○			○	1000	
八潮市	○					○	○								○				○	○	0			
富士見市		○				○	○						○			○	○			○	500			
三郷市	○		○	○	13		○		○	2	2		○					○		○	500			
蓮田市	○			○	2		○								○		○							○
坂戸市		○		○	7		○								○			○		○	600			
幸手市	○			○	1		○		○	3	3		○						○					○
鶴ヶ島市		○		○	9		○								○		○							○
日高市	○					○		○							○			○						○
吉川市	○			○	8		○		○	2	2		○				○			○	1,500			
ふじみ野市	○					○		○	○	5	6		○				○			○	650			
白岡市	○			○	2			○							○				○	○	1,000			
伊奈町		○		○	6			○	○	1	1	○						○		○	1,000			
三芳町		○		○	3		○		○	1			○					○		○				
毛呂山町	○			○	4			○							○			○						○
越生町	○					○	○								○			○						○
滑川町	○			○	3																			
嵐山町	○			○	3																			
小川町	○			○	2			○	○	1	1	○					○							○
川島町	○					○	○								○		○							○
吉見町							○		○	1	2	○	○				○			○	600			
鳩山町	○			○	1																			
ときがわ町		○				○	○								○		○			○	1000			
横瀬町								○							○			○		○	1750			
皆野町	○					○																		
長瀞町	○					○																		
小鹿野町		○		○	1		○		○	1	1		○				○							○
東秩父村								○							○		○							○
美里町	○																							
神川町	○			○	1			○							○		○							
上里町	○			○	2		○								○		○							○
寄居町			○	○	3		○								○				○					○
宮代町			○	○	3		○		○	2	2		○	○				○		○	1000			
杉戸町		○				○	○		○	3	1		○				○							○
松伏町	○			○			○								○		○			○	0			
合計																								

自治体名	栄養士配置			用務員						専任事務職員				保育士確保											
				全園配置										認識			独自施策							民間との協働取り組み	
	全園配置	本庁配置	人数	正規	人数	非正規	人数	委託	配置なし	配置あり	一園の配置人数	混合	配置なし	足りている	やや不足	非常に不足	遠隔地	家賃補助	就職支援金	賃上げ	資格取得補助	その他	ある	ない
さいたま市		○	3					○					○		○		○	○	○	○	○	○	○	
川越市		○	2	○	18	○	2						○		○					○				○
熊谷市		○	1						○				○		○					○				○
川口市		○	3					○					○		○			○	○			○		○
行田市			1						○				○		○							○		○
秩父市		○	1					○				○			○									○
所沢市						○	27						○		○							○	○	
飯能市		○	1					○					○		○									○
加須市			3			○	4						○		○					○				○
本庄市		○	1										○		○					○				○
東松山市		○	1					○					○			○				○				○
春日部市		○	1					○					○		○									○
狭山市		○	2					○					○			○		○			○			○
羽生市	○							○					○			○								○
鴻巣市		○	1												○					○				○
深谷市		○	2			○	1						○			○								○
上尾市		○	2	○	1			○		○	1					○		○						○
草加市	○							○					○			○				○		○	○	
越谷市		○	3	○	18								○		○							○	○	
蕨市		○	1										○		○			○		○	○			○
戸田市		○	2					○		○	1					○		○	○	○			○	
入間市	2か所に1人					○		○					○		○									○
朝霞市		○	2			○	11						○		○								○	
志木市		○	1	○	1	○	3						○		○					○	○			○
和光市								○						○									○	
新座市		○	1					○					○			○								○
桶川市		○	1						○				○		○									○
久喜市		○	1	○				○					○		○									○
北本市		○	2			○	4			○	1				○						○			○
八潮市		○	3					○					○		○							○	○	
富士見市		○	1										○			○						○	○	
三郷市		○	1					○					○			○						○	○	
蓮田市		○	1			○	1						○									○		○
坂戸市		○	1			○	6						○		○							○		○
幸手市		○	1			○	3						○			○							○	
鶴ヶ島市	○					○	3						○		○									○
日高市		○	1					○					○		○					○				○
吉川市		○	2					○					○		○								○	
ふじみ野市		○	1					○					○		○							○	○	
白岡市								○					○		○									○
伊奈町								○					○		○									○
三芳町	○		2			○	3						○		○					○				○
毛呂山町	○		2園に1人	○	兼務								○		○									○
越生町									○				○		○									○
滑川町															○									○
嵐山町															○									○
小川町		○	1	○	3								○		○						○			○
川島町		○	2					○					○		○									
吉見町	○							○					○		○					○				○
鳩山町														○								○		○
ときがわ町								○				○				○								○
横瀬町										○	1				○									○
皆野町															○									○
長瀞町															○									○
小鹿野町													○		○					○				○
東秩父村	○		1			○	1						○		○							取り組み無		○
美里町																								
神川町		○	1						○	一部○					○									○
上里町													○		○									○
寄居町				○	1	○	1	○					○			○								○
宮代町									○				○		○					○			○	
杉戸町			2人　1園に配置し全園指導						○				○			○				○				○
松伏町	○			○	1					○	1					○							○	
合計																								

自治体名	非正規保育士の処遇				自治体として保育所に関して課題となっていること								民間保育所に対する支援								助言・監査		民間事業者から相談されていること				
													民間に対する独自の財政支援					保育士に対する支援									
	月給	日給	時給	手当支給	待機児	定員割れ	保育士不足	用地確保	財源不足	公・老朽化	事業者確保	その他	なし	あり	人件費	施設整備	保育士確保	研修	相談窓口	その他	監査のみ	窓口設置	保育士不足	用地確保	園庭	補助希望	その他
さいたま市			○	○	○		○	○	○					○	○	○		○			○		○	○	○	○	
川越市			○	○	○		○		○	○				○	○			○		○	○		○			○	
熊谷市		○	○		○		○			○				○	○	○				○	○		○			○	
川口市	○			○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○		○		○		
行田市			○	○	○		○			○				○	○	○	○				○		○				○
秩父市			○	○						○				○	○	○					○					○	
所沢市			○	○	○		○		○	○				○	○			○					○			○	
飯能市	○		○	○	○		○			○				○	○						○		○			○	
加須市			○	○		○	○							○	○	○		○				○				○	
本庄市		○		○			○							○	○					○	○		○			○	
東松山市			○	○	○		○	○	○		○			○	○	○		○			○		○			○	
春日部市	○			○	○		○			○			○									○	○			○	
狭山市		○	○	○	○		○			○		予算確保		○	○			○			○		○			○	
羽生市		○		○			○		○	○				○	○						○		○				
鴻巣市			○	○			○							○	○			○			○		○			○	
深谷市			○	○	○		○							○	○			○			○						
上尾市			○	○	○		○	○		○				○	○			○			○		○			○	
草加市			○	○	○	○	○			○	○	○		○	○			○		○	○		○			○	○
越谷市	○		○	○	○		○	○	○	○	○			○	○			○			○	○	○	○	○	○	
蕨市					○		○			○				○	○						○		○				
戸田市		○		○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○		○				
入間市			○	○	○		○			○				○	○	○		○			○					○	
朝霞市	○		○	○	○		○	○	○	○	○			○	○			○			○	○	○	○	○	○	
志木市			○	○	○		○																○				
和光市		○	○		○		○	○	○		○		○		○			○			○	○	○			○	
新座市			○		○		○	○						○	○	○					○		○			○	
桶川市			○	○			○			○			○								○		○				
久喜市			○		○		○							○	○						○						
北本市			○	○	○	○	○		○	○				○	○			○			○		○			○	
八潮市		○	○		○		○			○			○	○	○		○	○				○	○			○	
富士見市	○			○	○		○			○		○		○	○	○	○	○			○		○			○	
三郷市	○		○	○	○		○			○				○				○				○	○			○	
蓮田市			○	○	○		○			○			○								○		○		○	○	
坂戸市			○	○	○		○			○				○			○				○		○			○	
幸手市			○	○	○		○						○								○		○				
鶴ヶ島市	○			○			○		○	○				○	○						○						
日高市			○	○	○		○			○				○	○						○					○	
吉川市			○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○					○		○			○	
ふじみ野市		○		○	○		○						○					○			○	○				○	
白岡市		○	○		○		○		○	○			○								○		○				
伊奈町			○	×			○		○	○			○								○		○				
三芳町	○		○	○			○		○					○	○	○					○		○			○	
毛呂山町			○	○			○						○							○	○						
越生町			○	○			○			○				○							○		○				
滑川町					○		○		○					○	○	○						○	○			○	
嵐山町					○		○						○								○		○			○	
小川町		○	○	○			○		○	○				○		○		○				○	○				
川島町			○	○			○																				
吉見町		○	○	○			○																				
鳩山町														○	○						○						
ときがわ町		○		○			○							○	○						○						
横瀬町						○	○																				
皆野町							○				○			○	○						○		○			○	
長瀞町													○									○					
小鹿野町	○			○		○	○							○		○					○						
東秩父村			○	○		○	○			○											○		○				○
美里町																											
神川町	○		○	○	○		○			○				○	○					○			○			○	
上里町	○			○	○		○			○			○								○					○	
寄居町			○	○			○			○				○	○	○					○		○				
宮代町			○		○		○				○		○								○						
杉戸町		○	○	○	○		○							○		○		○			○						
松伏町			○		○		○		○				○								○					○	
合計																											

自治体名	保育事業充実のための施策				第3者評価							保育士の研修			幼保整備計画		放課後児童クラブ設置場所		放課後児童クラブ				放課後児童支援員の任用・雇用				
					公立保育所				民間保育所								敷地内	敷地外	需要と供給バランス							パート職員	
	父母協	評価委員会	アンケート	その他	毎年全園	毎年数園	順番	実施なし	実施あり	実施なし	把握なし	市が主催	外部研修	園内研修	あり	なし	設置数	設置数	増設	均衡	需要少	増設計画	正規職員	臨・非	嘱託	有期	無期
さいたま市								○	○			○			○		61	176	○					○			
川越市				○			○			○		○		○			32	1	○					○			
熊谷市								○		○						○	34	10	○					○	○		
川口市				○				○	○			○			○		51	1	○								
行田市	○							○		○				○		○	13	4		○							
秩父市								○			○		○			○	8	10							○	○	
所沢市				○				○	○			○		○		○	11	35	○			○	○				
飯能市								○			○						7	9									
加須市								○	○								20	4	○				○	○			
本庄市								○	○				○			○	1	22		○				○			
東松山市			○					○		○		○		○		○		15	○				○			○	
春日部市								○	○			○		○		○	37	4	○					○	○		
狭山市		○	○				○					○	○	○		○	23	1	○					○	○		
羽生市								○			○			○		○	4	5		○				○			
鴻巣市								○		○		○			○		7	17	○				○	○			
深谷市			○					○			○	○				○	24	16	○					○			
上尾市	○	○				○				○		○			○		16	17	○				○			○	○
草加市				○				○			○	○		○	○		25	8	○				○	○			
越谷市						○						○	○	○	○		45	4	○					○		○	
蕨市																	8	8	○							○	
戸田市	○						○		○	○		○		○	○		20	17	○					○		○	
入間市	○							○		○		○		○	○		14	5	○			○			○	○	
朝霞市	○							○	○			○				○	10	2	○				○	○			
志木市								○	○	○		○			○		6	2	○				○			○	
和光市	○							○		○		○					5	8	○」				○			○	
新座市								○		○				○			16	3	○」			○	○	○	○		
桶川市	○							○			○		○	○		○	7	2	○						○	○	
久喜市	○							○		○				○			18	7	○								
北本市	○			○				○			○	○	○	○	○		11	1		○			○	○	○	○	
八潮市	○							○	○			○					7	3	○			○		○			
富士見市	○							○		○		○		○		○	21		○			○	○	○			
三郷市			○					○	○			○				○	19	2		○				○	○		
蓮田市				○				○	○				○	○		○	7	3	○			○		○			
坂戸市				○				○	○			○				○	6	7		○			○			○	
幸手市								○			○			○			9	2	○								
鶴ヶ島市				○				○		○				○		○	3	10	○			○					
日高市								○			○	○				○	6	8		○							
吉川市								○		○			○				7	2	○			○		○			
ふじみ野市								○		○			○			○	11	5	○			○	○				
白岡市			○					○			○		○				8		○			○					
伊奈町								○		○				○			16			○				○			
三芳町				○				○	○			○	○		○		7		○				○	○			
毛呂山町				○				○		○				○		○	2	2	○								
越生町				○						○			○				2	1		○				○			
滑川町														○				7		○							
嵐山町											○			○				3	○								
小川町								○			○	○				○	1	7	○				○				
川島町					○							○				○	2	1									
吉見町	○		○					○						○			2			○							
鳩山町											○			○			2		○								
ときがわ町								○		○			○			○	1	2					○	○		○	
横瀬町	○												○					1		○				○			
皆野町											○							2	○								
長瀞町																	1	2		○				○			
小鹿野町								○			○		○				1	4	○				○	○		○	
東秩父村			○					○						○		○		1			○						
美里町																				○							
神川町			○					○		○		○		○	○			4		○							
上里町				○				○		○					○			8	○				○				
寄居町								○			○				○		6	1					○	○		○	
宮代町								○		○		○					8		○					○			
杉戸町			○					○			○	○			○		7		○					○	○		
松伏町	○	○						○	○								5	1		○				○		○	
合計																											

自治体名	支援員																													
	雇用時間					正規職員					臨時・非常勤職員						嘱託職員						パート職員							
	正規	臨時	非常勤	嘱託	パート	初任給	昇給	退職金	賞与	手当	初任給		昇給	退職金	賞与	手当	初任給		昇給	退職金	賞与	手当	初任給		昇給	退職金	賞与	手当
さいたま市			週30時間								158500		○	×	×	○												
川越市		6～7.75									172,000		○	勤退	○													
熊谷市		必要時間		週29時間							910		×	×	×	×	138000		○	×	×	○						
川口市																												
行田市											920	障害児加配																
秩父市				6	5～6												99000		×	×	×	○	946 876		×	×	×	○
所沢市																												
飯能市																												
加須市	8	5.3				158,000	○	○	○	○	940		○	×	×	×												
本庄市		5 7.45											○	×	×	×												
東松山市	8				4.5	165,000	×	×	○	○													930		○	×	×	○
春日部市		4		6時間15分		137,600	○	○	○	○	880	時給	×	×	×	×												
狭山市		4		5													112800		○	×	○	○	920		×	×	×	○
羽生市		6									900	時給																
鴻巣市	6	5.5	5.5			128,051	×	×	○	○	920		×	×	×	○												
深谷市		5.5	6								900～1000 150000	臨時 非常勤	×	×	×	○												
上尾市	6				4	152000 190000	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○													920		○	×	×	×
草加市						185100	○	○	○	○	1060	保育士	○	×	○	○							960		○	×	○	
越谷市			6		6						141,700		○	×	○	○							1,070		×	×	○	○
蕨市																							960		×	×	×	×
戸田市			6		5						1140		×	×	○	○							930 950		× ×	× ×	× ×	× ×
入間市				6	5																		920		○	×	○	
朝霞市	7.2	5	5			142700	○	○	○	○	980		×	×	×	○												
志木市	8				6～8	203,600	○	×	○	○													1,000		○	×	○	
和光市	7.75				6																							
新座市		6～9		6～9	2～9	164200	○	○	○				×	×	×										×	×	×	
桶川市				6	4.5～8												151100		○	○	○	○	950		×	×	×	×
久喜市																												
北本市	8	4～8		8	4～8	166400	○	○	○	○	880		○	×	×	○							900		○	×	×	○
八潮市		3～5	5.5								165,000		×	×	×	○												
富士見市	7.5	4～6				160700	○	○	○	○	7,000,880					○												
三郷市		3～5		7							1050 980	有資格 無資格	×	×	×	○	139019 156619	主任	×	×	×	○						
蓮田市			6								6,200		×	×	×	×												
坂戸市	7				4～6	175700	○	○	○	○													900		×	×	○	○
幸手市																												
鶴ヶ島市																												
日高市																												
吉川市		4～7.5	5.5～7.5								164900		○			○							950		×	×	○	○
ふじみ野市	8				4	166000	○	○	○	○													900		○	×	×	○
白岡市		6									954		×	×	×	×												
伊奈町		4～6.25									920～1,270		×	×	×	×												
三芳町	7.75	7.75				190100	○	○	○	○	180000		×	×	○	○							1030		×	×	○	○
毛呂山町																												
越生町			5～7.75								960		×	×	×	×												
滑川町																												
嵐山町																												
小川町																												
川島町																												
吉見町																												
鳩山町																												
ときがわ町																												
横瀬町			4～5										×	×	×	×												
皆野町																												
長瀞町		5～8									880		○	×	×	○												
小鹿野町	7.75	6			4	158800	○	○	○	○	1030	時給	○	×	○	○							880	時給	○	×	○	○
東秩父村																												
美里町																												
神川町																												
上里町	7.75																											
寄居町	8.5	4.5			4.5	161200	○	○	○	○	850		×	×	×	○							890		○	×	×	○
宮代町		3～4	5.5								143,000		×	×	×													
杉戸町			7 5	7							980 890	資格あり 資格なし	× ×	× ×	× ×	○ ○												
松伏町		4			5								×	×	×	○										○	○	○
合計																												

自治体名	開所時間について												配置基準	利用児童数に対しての支援員数		障害児保育		
	平日				土曜日				学校休業期間									
	開始時間	終了時間	延長時間	延長料金徴収	開始時間	終了時間	延長時間	延長料金徴収	開始時間	終了時間	延長時間	延長料金徴収		足りている	不足	実施	加配あり	未実施
さいたま市	放課後	19:00			8:00	19:00			8:00	19:00			2人以上	○		○	○	
川越市	放課後	18:30			8:30	18:30	7:30～8:30		8:30	18:30	7:30～8:30		20対1		○	○	○	
熊谷市	12:30	19:00			7:30	19:00			7:30	19:00			2人以上	○		○	○	
川口市	13:30	18:30	19:30	○	8:30	18:30	19:00	○	8:00	18:30	19:00	○	40対1	○		○	○	
行田市	13:00	19:00			7:30	19:00			7:30	19:00			～20対2 20～対3	○		○	○	
秩父市	12:30	18:45			7:45	18:45			7:45	18:45			7対1	○		○	○	
所沢市	放課後	18:30			8:00	18:30			8:00	18:30			40対2	○		○	○	
飯能市														○		○	○	
加須市	13:30	19:00			8:00	19:00			8:00	19:00			19対2		○	○	○	
本庄市	13:00	18:00			8:30	18:00			8:30	18:00			支援単位ごとに2人以上	○		○	×	
東松山市	10:00	19:00	保護者迎えまで		7:30	19:00			7:30	19:00			～20対3	○		○	×	
春日部市	14:30	18:30			8:00	18:30			8:00	18:30			25対1		○	○	○	
狭山市	放課後	18:30	19:00	○	8:00	18:00	7:30～8:00	○	8:00	18:30	7:30～19:00	○	40対2		○			○
羽生市	12:30	18:00	18:30		8:30	18:00	7:30～8:00						20対1	○		○	○	
鴻巣市	13:00	19:00			7:30	19:00			7:30	19:00			20対1		○	○	○	
深谷市		18:00	19:00	○	8:00	18:00	7:30～19:00	○	8:00	18:00	7:30～19:00	○	20対1		○	○	○	
上尾市	10:00	19:00			8:00	18:00			8:00	19:00			～20対2 20～対3		○	○	○	
草加市	9:30	18:00	19:00	○	8:00	18:00			8:00	18:00	19:00	○	10～15対1		○	○	○	
越谷市	放課後	19:00			8:00	18:00			8:00	19:00			15対1	○		○	○	
蕨市	13:00	18:00	19:00		8:30	18:00			8:30	18:00	19:00			○		○	○	
戸田市	13:00	19:00			8:00	19:00			8:00	19:00			10対1	○		○	○	
入間市	12:30	18:00	18:30		8:30	18:00	18:30		8:30	18:00	18:30		20対1		○	○	○	
朝霞市	12:00												20対1	○		○	○	
志木市	11:00	18:00	19:00	○	8:00	18:00	19:00	○	8:00	18:00	19:00	○	9対1	○		○	○	
和光市	10:15	18:00	19:00	○	8:00	18:00	19:00	○	8:00	18:00	19:00	○	20対1	○		○	○	
新座市	11:15	18:00	19:00	○	8:00	18:00			8:00	18:00	19:00	○	20対1		○	○	○	
桶川市	13:00	19:00			7:30	19:00			7:30	19:00			20対1+10ごとに1増	○		○	○	
久喜市	放課後	18:30		○	7:45	18:30		○	7:45	18:30		○	13対1		○	○	○	
北本市	10:00	19:00	18:30～	○	7:00	19:00	～7:30・18:30～	○	7:00	19:00	～7:30・18:30～	○	10対1	○		○	○	
八潮市	13:00	19:30			8:00	18:30			8:00	19:30			10対1	○		○	○	
富士見市	10:00	18:30	19:00	○	8:00	18:30	19:00	○	8:00	18:30	19:00	○	40対3	○		○	○	
三郷市		18:30			8:30	16:00			8:00	18:30			15対1	○		○	×	
蓮田市	放課後	18:30			8:00	14:00			7:30	18:30			最低2人	○		○		
坂戸市	放課後	18:00	19:00	○	8:30	15:00	16:00	○	8:30	18:00	8:00～19:00	○	20超対3	○		○	○」	
幸手市	10:30	19:00			8:00	18:30			8:00	19:00						○	○	
鶴ヶ島市																		
日高市																		
吉川市	放課後	18:30	19:00	○	8:00	18:30	19:00	○	7:30	18:30	19:00	○	20以対3		○	×		
ふじみ野市	10:00	18:30	19:00	○	8:00	18:30	19:00	○					40対3	○		○	○	
白岡市	放課後	19:00			8:00	19:00			8:00	19:00			1ヵ所4人			○	×	
伊奈町	放課後	18:30	19:00		7:30	18:30	19:00		7:30	18:30	19:00		20対1	○		○	○	
三芳町		18:30			8:00	18:30			8:00	18:30			～20:2 20～:3		○	○	○	
毛呂山町																		
越生町	15:00	18:30			11:30	18:30			8:00	18:30			10対1		○			○
滑川町																		
嵐山町																		
小川町													20以上:3	○		○	○	
川島町																		
吉見町																		
鳩山町																		
ときがわ町														○		○		
横瀬町	放課後	18:30			7:30	18:30			7:30	18:30			8対1	○				○
皆野町																		
長瀞町	13:30	18:30			7:30	18:30								○				○
小鹿野町	13:00	18:00			7:30	18:00			7:30	18:00			7対1	○				○
東秩父村																		
美里町																		
神川町																		
上里町		17:30	18:30		9:00	17:30	18:30		9:00	17:30	8:00～18:30		40対2以上	○		○	○	
寄居町	10:00	18:30	19:00	○	8:00	18:00			7:30	18:30	19:00	○	13対1			○	○	
宮代町	13:00	18:30			8:00	15:00			7:30	18:30			10対1	○		○	○	
杉戸町	11:00	19:00			8:00	17:00			8:00	19:00			10対1	○		○	○	
松伏町	12:15	18:30			8:00	18:30					8:00	18:30	15対1	○		○	○	
合計																		

自治体名	在籍人数のカウント		責任者の現場配置		事務分担			幼児教育・保育無償化について				
								歓迎				
	登録数	その他	あり	無	担当課	一部現場	全部現場	一部実施	未実施	要検討	施設整備	その他
さいたま市	○		○		○	○				○		
川越市	○		○		○	○					○	
熊谷市	○			○		○				○	○	
川口市	○		○		○				○			
行田市	○			○	○					○		○
秩父市	○		○			○			○			
所沢市	○		○			○				○		
飯能市	○		○				○	○				
加須市	○		○			○				○		
本庄市	○		○			○				○		
東松山市	○		○		○					○		
春日部市	○		○		○					○		○
狭山市	○		○			○				○		
羽生市	○		○		○					○		
鴻巣市	○		○			○				○		
深谷市	○		○			○				○		
上尾市	○			○			○					○
草加市	○		○			○				○		
越谷市	○			○		○				○		
蕨市	○			○	○						○	
戸田市	○			○		○				○	○	○
入間市	○			○	○					○		
朝霞市	○		○		○			○				
志木市	○		○									
和光市	○		○			○				○		
新座市	○		○			○				○		
桶川市	○		○		○					○		
久喜市	○		○				○			○		
北本市	○			○			○			○		
八潮市	○		○			○		○				
富士見市	○		○			○					○	
三郷市	○		○			○						○
蓮田市	○			○	○							
坂戸市	○		○				○	○		○		
幸手市	○			○			○					○
鶴ヶ島市												○
日高市										○		
吉川市	○			○		○				○		
ふじみ野市	○		○			○				○		
白岡市	○			○							○	
伊奈町	○			○		○				○		
三芳町	○		○			○					○	
毛呂山町										○		
越生町	○			○		○						○
滑川町											○	
嵐山町										○		
小川町	○			○		○				○		
川島町										○		
吉見町										○		
鳩山町										○		
ときがわ町	○									○		
横瀬町	○			○	○			○				
皆野町										○		
長瀞町	○		○		○							
小鹿野町	○		○			○		○				
東秩父村												○
美里町										○		
神川町												
上里町		○		○		○				○		
寄居町	○		○				○			○		
宮代町	○		○			○				○		
杉戸町	○		○			○				○		
松伏町	○		○			○				○		
合計												

[非常勤保育士の賃金等]

	時間				月給	日給	時給	金額	手当							休暇						
									通勤	時間外	退職金	一時金	地域手当	その他	その他	年休	夏休	忌引き	病休	その他	その他	
さいたま市	7:30	19:30	7.75				○	1150	○	○	○	○				○	○	○				
	7:30	10:00					○	1150	○	○						○	○	○				
	16:00	19:30					○	1150	○	○						○	○	○				
	10:00	16:00					○	1050	○	○						○	○					
川越市	7:00	9:00					○	1100	○	○						○	○					
	16:30	19:00					○	1100	○	○						○	○					
	8:30	12:30					○	1080	○	○						○	○					
	9:30	17:00			○			170640～	○	○						○	○	○	○			
熊谷市	8:30	17:00	資格あり			○		7670														
			資格なし					7280								○						
			資格あり				○	1080														
			資格なし					1030														
川口市	8:30	17:00			○			167800～	○	○	○			○	特別賃金	○	○	○	○	○	産前・産後、子の看護、育休、短期介護、結婚休暇等	
行田市	7:30	18:30					○	1000	○							○	○	○				
	7:30	18:30		○			○	1050														
秩父市			3H～7.75H				○	946	○							○	○					
所沢市	7:00	20:00	保育補助	時間数・時間帯による			○	940～970	○	○						○	○	○				
	7:00	20:00	保育士				○	980～1010	○	○						○	○	○				
飯能市	7:30	19:00	内7.5H		○			185000～	○					○	出張旅費・担任手当	○	○	○				
	8:30	13:30	内4H																			
	13:00	17:00	4H				○	950	○					○	出張旅費	○	○	○				
	7:30	19:00	内朝夕4H				○	910	○					○	出張旅費	○	○	○				
加須市	7:00	19:30	内8時間	担任			○	1110		○						○	○	○				
				担任外				1025														
本庄市	8:30	17:15				○		6900		○						○		○				
東松山市	7:00	10:00																				
	8:00	12:00					○	1080	○							○	○					
	16:00	19:00																				
春日部市	8:30	17:15			○			167600	○	○		○			期末・勤勉手当	○	○	○		○	裁判員休暇等	
狭山市	8:30	17:00				○		8250														
	7:30	11:30					○	1010														
	10:30	14:30					○	1010	○	○						○	○	○				
	14:30	18:30					○	1010														
	7:30～8:45	15:45～18:00					○	1000														
羽生市	8:30	17:15				○		8530～9530		○						○	○	○				
鴻巣市	8:30	17:00					○	1070	○							○	○	○				
	7:00	8:30					○	1130	○							○	○	○				
	16:30	19:00					○	1130	○							○	○	○				
深谷市							○	1020	○							○						
上尾市	7:00	19:00	7.5H/5日				○	1090	○	○						○	○	○				
	7:00	19:00	4.5H/4日				○	1020	○	○						○	○	○				
	7:00	8:30																				
	17:00	19:00					○	1090	○							○		○				
草加市	8:30	17:00					○	1060	○			○		○	保育加算	○	○	○		○	リフレッシュ休暇・被服貸与	月～金
	10:30	15:30					○	1060	○					○	保育加算	○	○	○		○	リフレッシュ休暇・被服貸与	月～金
	7:00	9:00																				
	16:30	19:00					○	1420	○					○	保育加算	○	○	○		○	リフレッシュ休暇・被服貸与	月～金
	7:00	19:00																				土（うち6時間）
	7:20	8:50																				月～土
	16:30	18:30					○	1420	○					○	保育加算	○	○	○		○	リフレッシュ休暇・被服貸与	月～金
	12:00	15:30																				土
越谷市	7:00	19:00	7.75				○	1070	○	○		○				○	○	○		○	産前産後	
	7:00	19:00	6.45		○			164300～227600	○	○		○				○	○	○		○	産前産後	
	8:30	16:00	6.45		○			156700～195900	○	○		○				○	○	○		○	産前産後	
	7:00～9:00	15:00～19:00	週15H 週20H		○			73100～120300	○	○		○				○	○	○		○	産前産後	
蕨市																						
戸田市	8:30	17:00				○		10500	○					○	特別勤務手当	○				○	特別休暇	
入間市	8:30	17:00	56H				○	930～	○	○		○		○	精勤手当、旅費	○	○	○		○	婚姻・子の看護・裁判員・生理・年末年始	
朝霞市	6:45	19:15	週30時間未満				○	1110	○							○	○	○				
	6:45	15:15																				
	8:30	17:00			○			224200	○							○	○	○				
	10:45	19:15																				
志木市	7:00	19:00	内7.5				○	1250	○	○						○						
	7:00	19:00	内7.5				○	1350	○	○						○						
和光市	7:00	20:00	週5日以内 週37.5H以内			○		9800～10200	○	○						○	○	○				
							○	1260～1310														
新座市	7:00	19:00	7.5				○	1200～1300	○	○						○	○	○				
	8:30	0:15	土曜日																			

[非常勤保育士の賃金等]

	時間				月給	日給	時給	金額	手当							休暇					
									通勤	時間外	退職金	一時金	地域手当	その他	その他	年休	夏休	忌引き	病休	その他	その他
桶川市	8:30	17:00					○	1050		○						○	○				
	8:30	16:00					○	950		○						○	○				
	8:30	12:30					○	950		○						○	○				
	12:30	17:00					○	950		○						○	○				
	7:00～8:30	16:30～19:00					○	1070		○						○	○				
久喜市	8:30	17:15					○	1100	○	○						○	○	○			
北本市	8:30	17:00					○	970							一日の勤務時間が7時間45分を超えた場合や週の勤務時間が38時間45分を超えた場合は、125%～150%の範囲で割増賃金・報酬支払。出張時は交通費支給。						
			産休・育休代替	○			○	1020	○	○						○	○	○	○	○	国に入っていいる休暇は、全て国並みで導入
			時間外				○	1090													
八潮市	8:30	17:15					○	1150	○					○	特別賃金	○				○	特別休暇
	上記以外						○	1050	○					○	特別賃金	○				○	特別休暇
	早朝・夕方		3.5			○		3600	○							○				○	特別休暇
富士見市	8:30	16:45			○			185530	○	○						○	○	○		○	介護休暇
	8:30	12:45	隔週																		
三郷市			7.5/1日		○			183580	○	○						○	○	○			
			20/週				○	1050	○							○	○	○			
			19/週				○	1050	○							○	○	○			
蓮田市	7:00	19:00					○	940	○							○	○				
坂戸市	7:20～8:40	16:20～18:10					○	1110	○							○		○	○		
幸手市	7:30	8:30					○	1110	○							○					
	8:30	17:00					○	1090	○							○					
	17:00	19:00					○	1110	○							○					
鶴ヶ島市	8:30	17:00			○			167000	○							○	○	○			
日高市	8:30	17:15					○	1020	○							○	○				
吉川市	7:00	19:00	8:30～17:00 時間外 9:00～16:00				○	1100	○	○		○				○	○				
ふじみ野市	7:00	19:00				○		9430	○	○						○	○	○			
	7:00	19:00	半日			○		4200													
白岡市	8:30	17:15				○		7975													
	8:30	17:15					○	1029													
伊奈町			7.75				○	950								○	○				
三芳町	6:45	19:15	7.75勤務		○			194900	○	○				○	特別報奨金	○	○	○			
	6:45	19:15	7.75勤務				○	1070	○	○				○	特別報奨金	○	○	○			
毛呂山町				○			○	1200	○	○		○				○				特別休暇	
				×			○	1000	○	○						○					
越生町	8:30	17:15					○	960	○							○					
滑川町																					
嵐山町																					
小川町	7:30	19:00				○		7900	○		○					○					
	7:30	19:00					○	1020	○		○					○					
川島町	7:30	10:00					○	1380													
	8:30	17:15					○	1040	○	○		○				○		○			
	15:30	18:30					○	1380													
吉見町																					
鳩山町																					
ときがわ町	8:30	17:15				○		9300	○	○						○					
横瀬町																					
皆野町																					
長瀞町																					
小鹿野町	8:30	17:15			○			7950	○	○						○	○	○			
東秩父村	8:30	17:15					○	1020	○							○					
美里町																					
神川町	8:30	17:15				○		8000～8300				○		○	リーダー手当	○	○				
	8:30	12:30					○	890								○	○				
	8:30	12:30					○	930								○	○				
	8:30	17:15			○			193800				○			リーダー手当	○	○				
	8:30	17:15			○			183500				○			リーダー手当	○	○				
上里町	8:30	17:15			○			167000		○						○					
寄居町	8:30	17:15					○														
	8:30	12:00					○	970	○	○						○					
	12:30	16:30					○														
宮代町	7:30	13:30													町外在住者のみ						
	8:30	16:30					○	1100	○												
	15:00	18:30																			
杉戸町	7:00	19:00				○		8140	○							○		○			
	7:00	19:00					○	1050	○							○		○			
松伏町	8:30	17:00					○	1050													
	7:30	8:30					○	1313													
	17:00	19:00					○	1313													
自治体数 63					16	14	80		75	47	4	14	0	15		90	64	50	4	17	

[学童支援員の給与等]

自治体名	昇格	退職金	賞与	手当
さいたま市	昇格なし。支援員として採用から5年以上、または、放課後児童クラブでの勤務経験が5年以上のものをクラブ長にすることができる。4月1日時点で、2～16年の2年ごと勤務事績で1900円昇給。クラブ長は初任給を171900円とし、採用からの経験年数を通算し、4月1日時点で、2~16年の2年ごとの勤務実績で1900円昇給	なし	なし	通勤手当、早朝勤務手当、時間外手当、休日勤務手当
川越市	なし	勤労者福祉サービスセンター退職金共済事業による	年間1.9月分	時間外勤務手当（時給×1.25）
熊谷市				通勤手当は、距離に応じて支給
川口市				
行田市				
秩父市				
所沢市				
飯能市				
加須市		【直営】なし【公設民営】退職者共済に加入その範囲内で支給	【直営】なし【公設民営】年2回:夏1.5か月冬2.0か月	【直営】なし【公設民営】主任手当、資格手当、経験手当、時間外手当、通勤手当
本庄市				
東松山市	指定管理収支状況に応じ対応		1か月/年	通勤手当
春日部市	1年ごとに昇給	基本給×0.11×12か月	年4.2か月分（期末手当・勤勉手当）	超過勤務手当・リーダー手当（5000円/月） 通勤手当・ブロックリーダー手当（3000円/月）
狭山市	経験年数に応じて。3年未満112800円。5年未満120400円。5年以上125900円。主任放課後児童支援員147800円		6月…基本賃金の1.125倍支給。 12月…基本賃金の1.375倍支給	
羽生市				
鴻巣市			312187円	通勤手当、地域手当（6%）
深谷市				通勤手当、時間外勤務手当
上尾市	定期昇給	勤務年数に応じて	夏季1.7か月　年末2.0か月	自宅、扶養、通勤、宿泊、キャンプ、移動、役職
草加市	経験年数による。職員の給与に関する条例等参照。	市町村職員退職手当条例による。	職員の給与に関する条例等参照	職員の給与に関する条例等参照
越谷市	昇格なし。経験年数で昇給	なし	非常勤：年間4.4か月。パート：年間2.6か月	通勤手当、超過勤務手当、を実績に応じて
蕨市				
戸田市			時間給×一日の勤務時間×25×支給率	通勤手当、超過勤務割増賃金
入間市	経験年数に応じて。	なし	パート職員、勤務日数・時間に応じて支給	期末手当。期間による調整率100/335
朝霞市				
志木市	5000円から6500円		2.5か月分	通勤手当、住宅手当
和光市				
新座市	毎年昇給	掛け金による	年2.1月分	H29年は、嘱託に対し20万予定。臨時・パートは、時間数に応じて支給予定
桶川市	経験年数に応じて3500～5000円昇格	商工会の特定対職員共済による	市職員の前年度の年間賞与率を基礎とし、市職員の年間勤務時間数と支援員の年間勤務時間数の割合により算定	
久喜市				
北本市	なし	勤務月数に勤務年数に応じた金額をかけて支給（2～10年7000円、11～15年10000円、16～20年13000円、21～25年16000円、26～20000円。	3.5か月	通勤手当、住居手当、扶養手当、役職手当
八潮市				通勤手当、主任手当5000円
富士見市	勤務成績が良好だった場合、月額500～2100円昇給	ある	あり（期末手当として支給）	処遇改善手当、住居手当、扶養手当、役職手当、通勤手当
三郷市				
蓮田市				
坂戸市				
幸手市				
鶴ヶ島市				
日高市				
吉川市	3年以上任用され、勤務評定がB以上	なし	勤務実績に応じ5000～3000円を支給	交通費は、自宅からの距離に応じて支給。臨職130円～260円。非常勤2730円～5460円
ふじみ野市	経験年数による。	中小企業退職金共済制度の定めによる	基本給の1.5か月分を2回	役職・扶養・住宅・通勤等
白岡市				
伊奈町				
三芳町			臨時・非常勤・パート職員…三芳町臨時的任用職員取扱要領による	
毛呂山町				
越生町				
滑川町				
嵐山町				
小川町				
川島町				
吉見町				
鳩山町				
ときがわ町				
横瀬町				
皆野町				
長瀞町	勤続3年以上、支援員資格取得			
小鹿野町				
東秩父村				
美里町				
神川町				
上里町				
寄居町（民）	正規職員1～10年5500円、11～20年5000円、21年以上4500円を加算する。パート職員は、昇給額の上限を50円とし、勤続2年につき10円を加算する。	勤続2～5年未満は、基本給×0.3×勤続年数。勤続年数5年以上は、基本給×0.5×勤続年数。	正規職員は、夏期・冬季年2回基本給の1.5か月に相当する額。パートは夏期20000円・冬季20000円合計40000円	役職手当…クラブ代表者手当月額3000円等、通勤手当2キロ1000円（正規）2キロ未満50円（パート）等、役員手当（ブロック・県指連協）参加1回につき1600円、会議手当（運営委員会、保護者会、開催月額2000円）、宿泊手当1泊5000円、扶養手当（配偶者・満22歳未満の子）
宮代町				
杉戸町				
松伏町		年数に応じて	年2回	通勤手当（パート・臨時）

自治体数　63

[学童支援員の勤務シフト]

自治体名	平日								土曜・日曜・学校休業日								
	時間		時間数	正規人数	臨非人数	パート人数	嘱託人数	契約	時間		時間数	正規人数	臨非人数	パート人数	嘱託人数	契約	
さいたま市	13:00 14:00 13:00	18:00 19:00 19:00			非常勤				8:00 14:00	13:00 19:00			非常勤				
川越市	12:30	18:30							8:30 10:00 8:30 13:15	17:00 18:30 13:45 18:30							休業日 土曜日
熊谷市	12:30 12:15	19:00 19:00					2 1		7:30 13:15	13:15 19:00			1 1		1 1		
	※場合により臨時職員を雇用																
川口市																	
行田市																	
秩父市	12:00 12:45 13:00	18:00 18:45 18:00	6 6 5			2	2 2		7:45 12:45 7:45 13:00	13:45 18:45 12:45 18:00	6 6 5 5			1 1	2 2		
所沢市																	
飯能市																	
加須市	13:30	19:00			臨 4～12				7:30	13:15			臨 4～8				
本庄市	13:00 14:30	18:00 17:30	5 5		2 1				8:30 9:15	17:15 18:00	7.45 7.45		2 2				
東松山市	10:00 14:00	19:00 18:30		2		3			7:30 9:00	19:00 18:00		1		1			
春日部市	11:30	18:30	6		1～2		2		8:00	18:30			1～2		2		
狭山市	13:00 14:00	19:00 19:00	5 4		1～2		2～3		7:30 7:30	19:00 19:00	5 4		1～2		2～3		
羽生市	12:30	18:30			3				7:30	18:30			3				
鴻巣市	13:00 13:30	19:00 19:00		任 1	1～3				7:30 8:00 10:15	16:15 16:45 19:00		任期付職員・臨時非常勤でローテーション 各時間帯1～2名					
深谷市	13:00 14:00 14:00	19:00 18:00 19:00	6 4 5	※派遣1名	1 1				7:30 7:30 または14:00	19:00 12:30または19:00	7.5 5	※派遣1名	2				
上尾市	10:00 10:00 15:00	19:00 18:00 19:00		1 1		1～3			8:00 9:00 8:00 12:00 14:00	16:00 18:00 12:00 16:00 18:00		1 1		1 1 1			
草加市	9:30 10:30	18:00 19:00		1～2 1～2	7～10 2～3				8:00 9:30 10:30	16:30 18:00 19:00		1～2 1～2 1～2	7～10 7～10 2～3				
越谷市		19:00			○	○			8:00 12:30 8:00 13:00	13:00 18:00 14:00 19:00			非常勤＋パート2名以上 非常勤＋パート2名以上				土曜日 休業日
蕨市																	
戸田市	13:00 14:00	19:00 19:00			1～3	1～4			8:00 13:00 8:00 14:00	14:00 19:00 13:00 19:00			1～3	1～4			
入間市	12:30	18:30				2	3		8:00 10:00 12:30	14:00 16:00 18:30				1 1 1	1 1 1		
朝霞市	12:00 11:00 12:00 13:00	19:00 18:00 18:00 18:00		○ 2					8:00 10:00 11:00 12:00	15:00 17:00 18:00 19:00		○					
志木市	10:00 13:00	19:00 19:00		5		4			8:00 10:00 13:00	17:00 19:00 19:00		3 2		1 1 3			
和光市	10:15 12:00	19:00 19:00		○		○	○		8:00 10:15 8:00 10:30	16:45 19:00 16:30 19:00		○ ○		○ ○			
新座市	10:15 11:15 11:15 11:15 13:00	18:00 18:00 19:00 18:00 19:00				○	○ ○ ○		8:00 9:00 8:00	18:00 19:00 18:00	土曜日						
桶川市	13:00 14:00	19:00 18:30					2 1～5		7:30 13:00 7:30 13:00	13:30 19:00 13:30 19:00				1～5 1～5	1 1		
久喜市																	

自治体名	平日								土曜・日曜・学校休業日								
	時間		時間数	正規人数	臨非人数	パート人数	嘱託人数	契約	時間		時間数	正規人数	臨非人数	パート人数	嘱託人数	契約	
北本市	10:00 14:00	19:00 18:00		2		2			8:00 10:00 7:00	17:00 19:00 8:00		1 1		1 1 1			
八潮市	13:00 14:00	18:30 18:00			非 3～5 臨 3				8:00	18:30			非 2～3				
富士見市	10:00 10:45 14:30	18:30 19:15 18:30		1 1	 1				8:00 10:45 8:00 13:30	16:30 19:15 13:30 19:00		1 1	 1 1				
三郷市	10:30 10:30 13:30 14:30	18:30 18:30 18:30 18:30		主任嘱託・嘱託・有資格臨時・無資格臨時各1名、計4名で対応。臨時の勤務時間は、3～5時間、嘱託は7時間。					8:00	16:00		主任嘱託・嘱託・有資格臨時・無資格臨時各1名、計4名で対応。この中から、2名振替。無資格臨時2名の組み合わせはない。基準を満たすように、時間外や時差勤務で対応。					
蓮田市	12:45	18:45			非 2以上				8:00 7:30 12:45	14:00 13:30 18:45			非 2以上 非 2以上 非 2以上				土曜日
坂戸市																	
幸手市																	
鶴ヶ島市																	
日高市																	
吉川市	13:00 15:00	19:00 19:00			非常勤 2 臨時 1				8:00 (7:30)	19:00			非常勤 2 臨時 1				
ふじみ野市	10:00	19:00							8:00 10:00	17:00 19:00							
白岡市	13:00	19:00			臨 4				8:00 13:30	13:30 19:00			臨 2 臨 2				
伊奈町	12:00 14:00	19:00 19:00			1 1～2				7:30	19:00			3～5				
三芳町	8:00	18:45	7.75	5	9				8:00	18:45	7.75	5	9				
毛呂山町																	
越生町	13:00 14:00	18:30 18:00			非 3 非 3				7:45 10:00 8:00 13:00	16:00 18:30 13:00 18:30			非 1 非 3 非 1 非 1				
滑川町																	
嵐山町																	
小川町																	
川島町																	
吉見町																	
鳩山町																	
ときがわ町																	
横瀬町	13:30 14:00 13:30	17:30 18:00 18:30			非 3 非 1 非 2				7:30 7:30 9:00 13:00 13:00 13:00	18:30 13:00 17:00 17:30 18:00 18:30			非 2 非 4 非 2 非 1 非 1 非 2				土曜日
皆野町																	
長瀞町	13:30 13:30	18:30 18:00			2 2				7:30 8:00 10:00 13:00	13:00 13:00 17:30 18:30			1 1 1 2				
小鹿野町	13:00 14:00 14:00	18:00 18:00 18:00	5 4 4	1	 1	 3			7:30 8:30 9:15	16:15 17:15 18:00	7.45 7.75 7.45						
東秩父村																	
美里町																	
神川町																	
上里町																	
寄居町	10:00	19:00		2	1				7:30 8:00	19:00 18:00		2 2	3 1				学校休業日
宮代町	13:00 14:30	18:30 18:00			非常勤 2 臨時 2				8:00 7:30 16:30 9:30 7:30 13:00	15:00 9:30 18:30 16:30 13:30 18:30			非常勤 1 臨時 2 非常勤 1 非常勤 1 非常勤 2 臨時 1 臨時 1				土曜日
杉戸町	11:00 14:00	19:00 19:00	7 5		 2～5		1		8:00 8:00 8:00	17:00 19:00 19:00	7 7 7		2 3～6		1		土曜日 学校休業日
松伏町	12:30 13:30 14:00 14:30	17:30 18:30 18:00 18:00			 2 2			2 2	8:00 12:30 13:00 13:30	15:30 18:30 18:00 18:30			 2 2			2 2	

自治体数 63

「子育て支援施策等に関するアンケート調査票」の追加記載・自由記載欄に記載された回答一覧

【小規模保育の連携施設について】

（上尾市）設定しているところとしていないところがある
（越谷市）設定しているところとしていないところがある
（志木市）設定しているところとしていないところがある
（鶴ヶ島市）３か所中、１ヵ所のみ実施。残り２か所については、今後検討していく予定

【民間保育所　職員配置基準】

（川越市）市基準で運営した場合は、補助金を交付
（春日部市）１歳児の職員配置については、県補助対象となるため全園で４：１配置を行っている。他は、国基準
（深谷市）県補助、新制度補助を受けるために１歳児４対１、３歳児15対１で配置
（越谷市）１歳児については４：１の配置とする保育所に対し補助金を交付
（三郷市）県補助を受けるため、１歳児を４対１で配置しているところ有

【公立保育所職員配置基準】

（川口市）　歳児ごとに計算して配置

【公立保育所に看護師・保健師を配置】

（秩父市）障害児への加配として配置
（三郷市）１歳児・２歳児クラスに配置。公立６か所を３カ所ずつ担当し、保健管理を行っている
（ふじみ野市）正規２か所２人、臨時３か所４人

【公立保育所の給食について】

（秩父市）全園直営。１園のみ主食提供（主食代1000円）
（新座市）H30年４月から１園委託

【公立保育所の栄養士の配置について】

（加須市）３園に配置し７園の指導を行う
（狭山市）調理業務を主に、臨時栄養士として３園に１名ずつ配置
（入間市）２か所に１名ずつ配置し、各所を指導（配属は本庁）
（北本市）本庁に１名・委託園に１名配置し、各園を指導
（八潮市）本町に２名配置、保育所１か所に１名配置
（坂戸市）各公立保育所にも委託業者が1人配置
（神川町）公立保育所のうち１か所には在籍

【公立保育所の用務員配置】

（さいたま市）用務業務は委託
（加須市）４園に非正規職員を１人ずつ配置
（深谷市）全園で非正規職員１名配置
（入間市）８施設民間委託。２か所は非常勤で配置
（宮代町）配置なし

【保育士確保に向けた独自施策】

（さいたま市）保育士の子どもの保育施設優先利用、潜在保育士再就職支援セミナー事業、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業
（川口市）保育所等の利用に係る調整において、保育士の子どもを優先的に入所させることにより、保育士確保を図っている。
（所沢市）保育士の処遇改善として、市単独補助金の所沢市特定教育・保育施設等保育の質改善費補助金の有資格者処遇改善費補助金により、常勤職員及び常勤的非常職員（１日６時間以上かつ月20日以上勤務する職員）に対し、施設を通じて１人当たり月額23500円を支給
民間保育所等の保育士等合同説明会をH27年度から開催。また、今年度から市内民間保育所等の求人情報紹介ホームページを作成
（狭山市）公立保育所に於いて短時間勤務の臨時職員を65歳まで雇用している
（草加市）公立保育所非正規保育士の賃金引き上げ、民間保育所等向け潜在保育士確保のための就職・転職フェアを年２回開催、保育士の加配等に対する経費の補助
（越谷市）保育士の子どもが保育所等の入所を希望する場合は、大幅な加算
（戸田市）私立のみ対象に家賃補助&就職支度金
（和光市）就労説明会の実施、保育のお仕事・就職支援面談会（和光市とハローワーク朝霞の共催）
（八潮市）公立保育所では、臨時職員の募集をホームページ、市の広報に掲載するほか、ハローワークでの求人を行っている
（富士見市）民間保育所への市単独補助金（給与調整、

処遇改善）の交付、ハローワークや学校を通じての募集、人材派遣会社への登録
（蓮田市）広報での募集
（坂戸市）市内保育所に勤務している保育士の子どもの保育所入所を配慮
（ふじみ野市）市が主催、共催した事業に参加し、かつ、当該事業を実施した日以後の最初の4月1日までの間に、市内の認可保育所に就職した者に対して当該認可保育所から就職祝い金を支給
（川島町）臨時保育士の賃金引上げ、一時金（６月・12月）の支給

【保育士不足に対し民間事業所と協働した取り組み】
（さいたま市）合同就職面接会、潜在保育士再就職セミナーの開催等
（川越市）保育士合同説明会を雇用支援課にて実施（民間保育施設等での保育士確保のため）
（行田市）国の保育対策総合支援事業費補助金を活用して、保育士確保等を実施
（所沢市）市内民間保育所等の保育士等合同説明会を開催。
（草加市）潜在保育士確保のための就職・転職フェアを年2回開催
（越谷市）保育所等での勤務を希望する方を対象にした就職面接会を埼玉県労働局と共同開催
（戸田市）ハローワークとの共催による保育のお仕事面接会&説明会の開催（民間事業者を募り）
（朝霞市）就職説明会の開催
（和光市）就職支援面接会
（八潮市）国の保育士宿舎借り上げ支援事業への申請
（富士見市）ハローワークとの共催による保育士就職面接会の実施
（三郷市）宿舎借り上げ等、国・県の補助事業を活用。市内保育施設（民間含む）募集要項を担当課で取りまとめ、リーフレットを作成。保育実習を受け入れた学校へリーフレットをもって訪問や郵送をしてアピール。市のHPに「みさとでほいくし」というバーナーを作り、表示。アクセスすると、リーフレットの内容が閲覧できるようにした
（幸手市）保育士の再就職を支援する座談会を開催
（吉川市）協定を締結している大学と保育園と市の３者でイベントに参加
（ふじみ野市）ハローワーク合同保育士就職面接会
（松伏町）保育士の派遣を民間業者に委託している

【保育所に対し課題となっていること】
（草加市）公立保育所の今後の在り方（維持か縮小か、クラスを３歳児以上のみとするなど）
公立職員の雇用継続（退職希望者の引き止め）、障害児保育の対応、3歳児の受け入れ確保策
保育の質の確保（指導監査、保育従事者となるための資格取得研修、勤務者向けのフォローアップ研修）
（狭山市）予算の確保
（富士見市）障害児保育の増加
（長瀞町）待機児童はないが、定員100%でのスタートで、年度途中入所が非常に厳しい状況である

【民間保育所に対する支援】
（川口市）国庫補助を活用した「保育士宿舎借上支援事業」、市単独補助として「潜在保育士就職準備補助事業費補助金」を実施している
（行田市）臨床心理士による巡回相談
（加須市）公私合同の研修会を毎年実施
（上尾市）独自財政支援として、遠足支援費、アレルギー給食提供支援費、接続期支援費など
（草加市）元公立保育所園長を「保育アドバイザー」として配置し、各園からの相談を受けている
（毛呂山町）保育士に対し研修等の情報提供
（越生町）災害共済給付の掛金を補助
（神川町）保育士の子どもの優先入所

【民間事業所への助言・監査】
（所沢市）監査については体制を検討中（相談や助言等は随時行っている）

【民間事業者から相談されていること】
（さいたま市）施設用地の確保に関連して、整備計画予定地において、音や交通事情等の理由により周辺住民から反対を受けるケースがある
（行田市）保育士の処遇について
（草加市）運動会の会場確保、在園児（配慮の必要な園児）の対応
（富士見市）自治体からの補助金の増額
（長瀞町）　発達障害児への対応
（東秩父村）少子化で児童数が少なく、運営ができない

【保育事業充実のための方策】
（川越市）保育支援員研修会の実施

（川口市）市制長会議等を開催し情報共有をし、保育事業の充実に努めている
（所沢市）公立保育所…保護者にアンケートを実施
民間保育所は、施設による
（加須市）保護者会において意見を聴取している
（狭山市）年齢ごとの懇談会を実施
（草加市）定期的に園長会を開催、草加市保育行政に関する説明会
（和光市）事業者連絡会
（北本市）保護者会からの質問に回答
（蓮田市）児童福祉に関する事項及び子ども子育て支援に関する事項について、調査審議する児童福祉審議会を設置している
（坂戸市）公立・私立保育所園長による交流会を開催し、事業等の情報交換を実施
（鶴ヶ島市）市のＨＰで保育園や子育てにかかわる情報提供を行い、質問やご意見をメールでいただきながら、保育・子育てサービスの充実を図っている
（毛呂山町）手紙、電話等で寄せられた保護者の意見を保育事業に反映させている
（越生町）園長同士の会議を年複数回開催している
（上里町）検討中

【第３者評価】
（さいたま市）民間園が実施した場合は、公定価格の第３者評価受審加算あり
（志木市）民間で実施している保育所と実施していない保育所がある

【保育士の研修】
（さいたま市）民間も対象とした研修を年29回開催。公立対象はプラス開催。内容は、就業継続支援、危機管理、食物アレルギーなど
（川越市）年４回、乳児・障害児研修等を民間も含めて実施。公立保育所において、年12日程度リズム・発達等の園内研修を実施。
（川口市）年18回、保育の資質向上をめざし、事故予防や健康管理等の研修を実施
（所沢市）年７回、アレルギー対応・危機管理等で実施
（春日部市）年１回保育講座を市が実施
（狭山市）発達支援、食育、アレルギー、虐待防止など
（鴻巣市）年２回、リズム研修、子どもとのかかわり方についての研修
（深谷市）年３回、市が主催し開催。内容は、絵本の読み聞かせ研修など
（上尾市）年３回民間を含めて研修を実施（内容は毎年変わる）
（草加市）年１回、障害児保育研修会
（越谷市）年３回、わらべ歌や紙芝居、職場のチームワークなどを開催
（戸田市）市が主催する研修は不定期（内容も様々）
（入間市）年１回外部講師を招いて講演会を実施
（朝霞市）保育園の安全管理、指導計画の立て方・考え方、保育でつむぐ子どもと親のいい関係、保育園の食育の実践と食育の在り方
（志木市）年１回、保育実務に関すること
（和光市）保育士連続研修（年４回）を実施
（三郷市）年２～３回、市が主催して、研修を実施。今年度内容は、誤飲・誤嚥、保育士支援。また、保育士会主催研修などには、参加するように施設で調整を行っている。
（八潮市）年２回、アレルギー研修、幼児教育研修
（富士見市）保育の質の向上のための研修、就業継続支援研修など年５回
（北本市）年１回、市が主催して民間にも声をかけて、研修を実施（職員は自主参加）
（坂戸市）年１回、危機管理・感染症対策等の学習を実施
（日高市）人権に関する研修
（三芳町）公立対象に保育の質向上のための研修を開催、外部研修予算を付けている
（越生町）公立について予算付け
（小川町）年２回実施（内容なその年による）
（小鹿野町）秩父地区保育事務協議会にてテーマを決め年２回研修会等を実施
（神川町）年12回、発達支援・保護者支援・保育指針・キャリアパス
保護者を対象にした研修に一緒に参加、絵本・ＰＣ・感染症など
（宮代町）年１回、運動遊び
（杉戸町）年３回実施

【公立就学前施設の整備計画】
（さいたま市）老朽化した公立保育所について、順次建て替え工事及び改修工事を進めている。幼児教育センター付属幼稚園（公立幼稚園）は、平成30年４月１日をもって廃止。

（川越市）公立保育所は、今後、外部委員会を設置して、公立保育所の在り方を検討していく中で、整備計画についても併せて検討。公立幼稚園は、今後の整備計画なし。
（川口市）耐震診断の結果、耐震基準を満たさない公立保育所２か所を統合廃止し、公設民営（指定管理）化し建て替え予定（平成30年４月開所予定）
（所沢市）公立保育園については、なし。公立幼稚園1園については、答申に基づいて廃園の時期を見極めているため、整備計画の予定はない。
（鴻巣市）老朽化した公立保育所１か所を廃止（H34.３）
（上尾市）老朽化した公立保育所・幼稚園の再編化を検討している
（草加市）H30年度～H32年度までに、５園で耐震補強工事を実施予定
H31年度春ごろから、きたや保育園が移転予定
（越谷市）老朽化した公立保育所1か所を移転予定
（戸田市）公立保育所1園の建て替え（H31竣工予定）
（和光市）公営保育所あり方検討委員会を設置し検討中（H31年３月まで）
（入間市）平成30年度末で公立幼稚園の廃止。公共施設マネージメント事業計画（市全体の公共施設の計画）
（志木市）平成31年３月公立保育園１園を閉園する。平成31年４月小学校内に民間保育園を建設し開園する。平成32年４月公立保育園を改修後、開園する。
（久喜市）適宜、整備を行っているが、老朽化した園の整備を予定している
（北本市）公立保育所１か所を建て替え（平成33年度開所）、１ヶ所を廃止予定（平成33年度）
（蓮田市）新しく公立保育園が開所予定（平成30年４月）、老朽化した公立保育園１か所の建て替え工事が終了予定（平成30年３月末）、老朽化した公立保育園１か所の改修工事を開始する予定（平成30年４月より年度末までの予定）
（坂戸市）公立保育所1か所を廃止し、定員を拡大し民設民営の保育所を新たに設置予定（H31年4月1日開所予定）
（鶴ヶ島市）公立保育所１か所については、施設の耐震強度基準を満たしていないため、平成３１年度末を目途に段階的縮小を進めている
（三芳町）公立保育所1か所をH31年度4月（予定）に民営化する
（神川町）公立保育所・公立幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園にする。
（上里町）公立保育所２園を統廃合し、H32年４月開園予定
（寄居町）老朽化した公立保育所２か所を統合し、建て替え予定
（杉戸町）老朽化した公立幼稚園の建て替え（H31年度４月開園予定）

【学童増設計画】

（さいたま市）現在、見直し中
（川越市）学校の教室転用を優先してスペースを確保する
（熊谷市）平成27年度から平成31年度までの５か年で、毎年３か所合計15か所整備
（行田市）地域によって偏りはあるが、ある程度はバランスが取れている。利用希望が多いクラブについても、児童数の減少がみられるため、増設になかなか踏み切れないのが現状である。
（所沢市）民設民営児童クラブの導入、老朽化施設の改修、児童館生活クラブの定員拡大
（加須市）H30年度，学校の余裕教室及び公共施設を利用し３部屋増設予定
（東松山市）平成30年度４月より、市立野本小学校、市立桜山小学校内に「きらめきクラブのもと」、「きらめきクラブさくらやま」として開所予定。また、面積基準を満たしていないクラブについて、平成31年度までに順次増築予定。
（春日部市）利用希望者は多いが増設は難しい
（越谷市）H29年度、1ヶ所建設工事を実施。H30年度以降も順次整備を計画中
（戸田市）小学校区により需給バランスの偏りがあるため、利用希望者の多い地区へ民間学童保育室を誘致し、保育需要の受け皿確保を進めている
（入間市）平成30年度、藤沢南学童・藤沢南第２学童を改築・創設を実施している（40人増員）地域によって利用希望者に差がある。
（志木市）近隣の空きアパートを改修し、増設予定
（久喜市）都市開発等により急激に利用希望者が増加することで、学校の余裕教室等も不足する場所を優先して整備するようにしている
（新座市）小学校の空き教室を改修して、保育面積の拡大を計画している
（八潮市）一か所を移転し、受け入れ人数の拡張（60人→80人）・一か所を新設（60人）

（富士見市）平成30年４月２施設開設予定
（蓮田市）公立学童保育所定員30名分増設予定(平成30年４月)
（鶴ヶ島市）増設計画を検討中
（吉川市）美南小学校区の子育て世帯人口の増加に伴い、美南学童保育室を５クラスから６クラスにする見込み
（ふじみ野市）局所的に需要が上回っており、H30年度に亀久保放課後児童クラブの増設を計画
（白岡市）平成29年11月に１クラブ新設
（伊奈町）長期休暇（夏休み等）の利用者が一時的に増加し、利用児童数が定員を超えてしまっている
（越生町）利用希望者は多いが、増設が必要なまでには至っていない
（小川町）　児童数の増加に伴い、現在使用中の保育室に隣接する空き部屋を整備することにより、平成30年4月より1支援単位を増設予定
（上里町）H30年度に40名整備し、H31年開園予定

【学童・障害児保育加配状況】
（さいたま市）障害児１～２名に支援員１名。障害児3～４名に支援員２名
（川越市）児童の状況等により加配
（熊谷市）障害児１人以上の場合、加配１人以上配置。障害児３名以上の場合、加配２人配置。
（行田市）学校登校日は、４時間（週５日）加配。学校休業日は、７時間（年間55日）加配している。
（秩父市）対象児２人に対し、加配２人配置
（所沢市）障害児１～３人に加配職員１人、４～６人に２人、７人以上に３人
（加須市）公設民営―障害児１・２名に月１名加配、３名以上２名加配
市直営―障がい児の人数、障害の程度により1，2名加配
（春日部市）障害児の人数や障害程度により、加配する人数を調整
（羽生市）職員の増による
（鴻巣市）非常勤職員を１名配置
（戸田市）障害児（小学校の特別支援学級通学児童）を保育している保育室に、可能な限り１名程度職員の加配を実施
（入間市）配慮を必要としている児童に対し、可能であれば補助員を配置している
（志木市）１人加配
（和光市）１支援児童に対し１名配置（現在２施設）
（新座市）障害児１名のところは加配１名。複数在籍しているところは、障害児２名に対し1名程度加配
（桶川市）要配慮児童１～２名で１人加配、３名以上で２人加配
（久喜市）障害児童（障害者・療育手帳所持者、特別支援学級在籍者）から利用希望があった場合、指定管理者で職員採用をおこない、その人件費を委託料に含めて支払っている
（北本市）障害児５人まで職員を１名追加
（八潮市）児童の障害の程度に応じ、職員を加配
（富士見市）原則、学校での対応に準じて対応
（坂戸市）各クラブ１人以上の加配職員を配置
（幸手市）　障害児担当支援員を配置した場合に加配
（ふじみ野市）障害児１～４人に対し加配職員を１名配置。障害児５人以上については加配1名以上を配置
（伊奈町）状況により、１～２名を加配している
（三芳町）障害の程度に応じて児童１人に対して１人以下で加配
（小川町）　障害児１～３名在籍につき、職員１名を障害児担当として配置
（上里町）担当職員として配置
（寄居町）支援学級に在籍している児童を受け入れているクラブでは、基本的に障害児担当職員を配置
（杉戸町）障害児３名に対して職員１名加配

【利用児童在籍数の把握方法】
（上里町）実通所人数

【学童・現場責任者の役割】
（さいたま市）有資格者１名をクラブ長として、全クラブに配置。
（川越市）正規職員である室長を８クラブごとに配置
（熊谷市）支援員や教育経験の長い人をリーダーとして保育の取りまとめを行っている。
（行田市）担当課は配置していないが、委託法人によっては経験年数の長い人をリーダーとしている
（秩父市）指導員のうち有資格者または経験年数の長い人をリーダー（主任指導員）とし、保育の取りまとめを行っている
（飯能市）正規支援員または経験年数の長い支援員を責任者としている
（加須市）公設民営―主任指導員１～２名配置（正規職員）、市直営―主任指導員１～３名配置（臨時職員）

（本庄市）「責任者」との肩書はないが、支援員の中で経験年数の長い人が、リーダーとして保育の取りまとめを行っている
（東松山市）正規保育士１名配置し、保育の取りまとめを行っている。
（春日部市）常勤の指導員をリーダーとして、各クラブに１名ずつ配置
（草加市）室長を1名配置し、保育の取りまとめを行っている
（狭山市）支援員の経験年数の長い職員を主任（指定管理者は室長）とし、保育の取りまとめを行っている
（鴻巣市）任期付職員（正規職員）を１名配置
（深谷市）非常勤職員の室長を各クラブに1名配置
（朝霞市）有資格者を配置し、その中の１名がリーダーとなり保育業務をおこなっている
（志木市）常勤有資格者が施設庁となる
（和光市）正規支援員を主任として全施設１名配置。市内を３エリアに区分し、各エリアに統括者を配置（主任と兼務）している。
（新座市）１支援単位で１人主任支援員（有資格者）を配置
（桶川市）嘱託支援員を各クラブ２名配置し、保育の取りまとめを行っている
（久喜市）常勤職員で支援員資格を所持している者の中から指定管理者独自に責任者を決定している
（八潮市）主任学童指導員をリーダーとし、保育の取りまとめを行っている
（三郷市）主任嘱託の職種を責任者とし、保育の取りまとめを行っている
（富士見市）各クラブに主任支援員として、正規職員を配置
（坂戸市）支援員として経験年数の長い人を施設長としている
（ふじみ野市）すでに県の支援員研修を受講している者を配置
（伊奈町）常勤職員（有資格者）を１クラブ１名配置
（三芳町）各学童に１名の責任者を配置し、さらに全学童統括責任者を１名配置
（長瀞町）支援員の経験年数の長い人をリーダーとし、保育の取りまとめを行っている
（小鹿野町）正規職員
（寄居町）各クラブ１名、代表職員として配置
（宮代町）非常勤職員（２名）をリーダーとし、保育の取りまとめを行っている
（杉戸町）嘱託職員１名配置
（松伏町）有資格者で経験年数があり、リーダーとしてやる気のある人材

【学童・現場が担う事務】

（さいたま市）おやつ代の徴収、入室申し込みの受け付け（区役所及び第１希望クラブにて受付、クラブは書類の預かりのみ）
（川越市）土曜日の利用者の把握
（熊谷市）申込み受け付け、書類作成、利用人数の取りまとめなど
（所沢市）入所決定、保育料の徴収、施設及び設備の維持管理
（秩父市）出勤簿の管理、おやつ料金の徴収・管理、保育日誌作成
（加須市）公設民営―保育料・おやつ代徴収、土曜日・休業日の利用者の把握、園長料金の徴収・納付等
市直営―おやつ代徴収、おやつの発注、土曜日･休業日の利用者の把握等
（本庄市）入退室に関すること、保護者負担金に関すること、支援員の勤務に関すること、クラブ保険に関すること
（春日部市）運営は指定管理者行うが、施設の管理や保育料の徴収、入・退室手続きなどは担当課
（狭山市）利用者の利用状況の把握、おやつ料の計算
（鴻巣市）土曜日・休業日の利用者の把握、支援員のシフト作成、おやつ代の徴収
（草加市）各日の利用予定と状況の把握
（越谷市）土曜日利用者の把握、事故発生時の報告書作成
（戸田市）保育料の受領・納付、入室申請書類の受領（継続利用のみ）、その他関係資料の配布・受領など
（志木市）土曜利用者の把握等
（和光市）通常の保育業務（関係機関との連携含む）、毎日の利用状況の把握（延長・土曜含む）副食（おやつ）の発注・提供
（新座市）延長保育料の徴収・納付
（久喜市）新規・継続登録、利用者の把握、保育料等の徴収、運営に関する内容全般、施設の点検・整備
（北本市）入退室管理、保育料徴収
（八潮市）保育日誌、出欠確認、シフト表作成など
（富士見市）事務の大半は、指定管理者事務局で行う

（三郷市）クラブで必要な備品購入やおやつの購入、利用者の把握
（坂戸市）指定管理のためすべて受託業者が担う
（幸手市）　利用者の把握・保育料その他保護者負担金の徴収・入退室の手続き
（吉川市）申請書類の配布及び受理
（ふじみ野市）土曜日・休業日の利用者の把握、長期休業時の一時保育の受付
（伊奈町）おやつ代の徴収、消耗品・おやつ購入、利用者の把握、支援シフト調整・管理、クラブだよりの作成（月1回）
（三芳町）新規入室・退室の手続き、利用料の課金・徴収、施設の管理・補修
（越生町）当日利用者の把握、保育料の徴収・納付等
（小川町）　公設民営により運営面（利用者の把握や料金徴収等）は、全て児童クラブにおいて実施
（長瀞町）おやつ代の管理、土曜日利用者の把握
（上里町）入退所事務、利用者の把握など
（寄居町）入所手続き、利用者の把握、延長料金の徴収等
（宮代町）おやつ代の徴収・管理
（杉戸町）土曜日・休業日の利用者の把握、おやつ代管理など
（松伏町）利用児童の把握、日誌、出席簿、点検等

【保育・学童の課題・問題】
（川越市）放課後児童クラブ利用者増加に伴う放課後児童支援員及び保育スペースの確保
（熊谷市）待機児童が発生していること、有資格者不足
（川口市）放課後児童クラブ―利用児童の増加に伴う専用施設の不足
保育所―子ども・子育て支援新制度における給付費の算定で用いる公定価格について、地域間の不均衡により、保育所の運営や保育士確保に深刻な影響を与えている。隣接地域における地域区分の均衡を図り、地域の実態を踏まえた設定が必要と考えている。
保育所―保育所の近隣からの苦情（交通・騒音等）が問題となっている。
（行田市）少子化の影響による児童数の減少と保育ニーズの将来推計を予想するのが難しい状況にある
（秩父市）待機児童の解消、公立学童の指導員に係る会計年度任用職員制度の導入
（所沢市）放課後児童クラブでは、施設の老朽化や入所児の増加による大規模化・狭隘化が課題
（加須市）支援員の量の確保、質の確保が難しい。放課後児童健全育成事業実施施設の確保が困難
（春日部市）利用希望者の増加に伴う待機児童対策及び指導員の確保が自治体単独では厳しい。
（鴻巣市）利用者の増加による施設確保
（深谷市）1支援あたり40人以下とすること。児童1人当たりの専用面積は1.65㎡とすること、支援員の確保
（草加市）事業の性質上、学校内での活動、保育場所の確保が前提となるが、学校内での教育活動等のため、場所の確保が困難である。
　保育士等の有資格者や担い手（受託法人）が不足しており、安定的な運営に支障をきたしている
運営が開始されたマイナンバーを活用した情報連携の対応が困難な状況である
　保育所や地域型保育事業への指導監査の実施方法について、埼玉県や近隣市を参考に検討しているが、文書指導や口頭指導と判断するための具体的な評価基準がないため苦慮している
　保育中のけがや事故を防ぐ環境づくりの方策がないか
　増加している保育園入園希望者と先行きを不安視している幼稚園がともに利益を得られるような環境作りの（例：幼稚園の預かり時間の延長）方策がないか
（戸田市）待機児童対策として、保育需要の受け皿確保のため民間学童保育室を誘致しているが、補助事業として実施しているため年々支出が増加しており、財政当局との調整も難しくなってきている。また、民間事業者が学童保育室を開設する場所（物件）も少なくなってきている。
（入間市）保育士・放課後支援員の確保、施設整備、待機児童
（朝霞市）年々子どもの数が増加し、放課後児童クラブを利用したい児童も増加している。学校の空教室の借用が難しい場合も出てくると予想され、子どもたちの居場所確保が難しい
（志木市）待機児童対策
（和光市）子ども教室等との事業のすみわけ（連携方法等含む）、適正規模の施設整備について
（新座市）利用希望者が増加し続けており、大規模化・狭隘化が課題となっている
（久喜市）利用希望者が多いクラブは、基本的に就学児童も多く、学校の余裕教室を確保できない

（八潮市）公立学童保育所の老朽化
（三郷市）職員確保。学童については、開室時間の延長がニーズとしてあるが、職員確保に課題があるためすぐには取り組めない。
（蓮田市）放課後児童クラブにおいて、特別な配慮が必要な児童への対処が難しい
（坂戸市）老朽化
（幸手市）　保育士・支援員の確保
（鶴ヶ島市）保育士・学童保育支援員の人材不足
（日高市）　保育所・学童保育室ともに増加し続けていく委託料等に対する財政的な負担が年々厳しくなっている
（吉川市）非常勤および臨時職員の確保
（伊奈町）支援員の確保や現場の運営を臨時職員のみで行っている体制が問題
（三芳町）支援員の確保、施設の老朽化、施設の整備、教育部局の理解と連携
（毛呂山町）大規模クラブの解消
（越生町）保育―発達の特性がある児童への対応、学童―利用児童増加による、指導員不足
（小川町）支援員は、理論上は不足していないが、新たに増やせる見込みが少ない。個々の職員に負担が集中してしまう傾向があり、現場では常に人手不足が叫ばれている
（東秩父村）年10人程度（平成29年度は5人予定）しか出生がない自治体なので、保育・学童の存続が自治体単独では厳しい
（上里町）民間クラブとの保育料の差
（杉戸町）保育士の確保

【幼児教育無償化について】

（行田市）幼稚園とのバランスも必要である
（飯能市）保育認定２・３号、住民税非課税世帯は無料。保育所等に入所の０～２歳クラスまでの第３子以降の保育料の無償化（県補助）
（春日部市）子どもがいない世帯もあるので、保育サービスを受ける人は一定の負担はしていただくべきと考える
（狭山市）地方の負担の増大が懸念される
（草加市）認可施設を利用できない人にむけた支援が求められていると思われます
（上尾市）無償化に対する全容が示されていないため回答できない
（戸田市）無償化による財源負担についてはどうなるのか（全額国負担を要望）
無償化に伴う入所希望者の増加が新たな課題となるのではないか
（朝霞市）非課税世帯の保育料を無料にしている
（八潮市）埼玉県他市世帯保育料軽減事業を行っている
（富士見市）ひとり親等市民税非課税世帯を無償化、県補助事業を活用し２歳以下の第３子以降を無償化
（三郷市）保育の必要性がない、保育所利用をしなくても足りる方が、開設時間の長さで選ぶ人が出てくるのではないか。無償化する施設を明確にしてもらいたい。特に認可外保育施設は混乱すると思っている。
（蓮田市）市としての考えは特にない
（坂戸市）県補助事業を利用し、保育所に入所している第３子（０～２歳児）の保育料を無償化
（幸手市）埼玉県内では、第３子かつ０～２歳児については上の子の年齢制限を撤廃して無償化している。ただし、所得制限をなくした無償化は、ただならとりあえず申し込むという人が増え、真に保育が必要な世帯にサービスが行き届かなくなる可能性があり、最低限０～２歳については応能負担による受益者負担を求めるべきと考える
（鶴ヶ島市）不確定な部分が多く、国の動向を注視したい
（毛呂山町）無償化により、保育を希望される方の増加が予想され、真に保育を必要とされている方が入所困難になるのではないか。
（越生町）すでに第三子以降の保育料無償化を実施しているが、政府が実施するには十分な検討が必要であると考える
（川島町）第３子以降無料（年齢制限なし）だが無償化には十分な検討を要する
（横瀬町）第３子以降完全無償化を実施
（東秩父村）村内に公立保育所が１カ所あるが、待機児が発生したことはない。教育・保育の無償化や待機児童対策ではなく、保育所が定員割れをしているような自治体に子育て世帯が流入してくれるような地方の基盤整備に費用を当ててほしい。

子育て支援施策等に関するアンケート調査票

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
E-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1. 市町村の基本事項について、2017 年 4 月 1 日現在でお答えください。

合計人口	男　人口	女　人口	就学前人口
人	人	人	人

2. 教育・保育施設等について

① 保育所（園）数　　ヶ所

公立（指定管理）	私立
（　　）ヶ所	ヶ所

＊公立で指定管理以外の委託がある場合（　　ヶ所）

② 幼稚園数　　ヶ所

公立	私立
ヶ所	ヶ所

③ 認定こども園数　　ヶ所

	幼保連携型	保育園型	幼稚園型	地方裁量型
公立（指定管理）	（　）ヶ所	（　）ヶ所	（　）ヶ所	（　）ヶ所
私立	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
合計	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所

＊公立で指定管理以外の委託がある場合（　　ヶ所）

④ 地域型保育事業

	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
公立(指定管理)	（　）ヶ所	（　）ヶ所	（　）ヶ所	（　）ヶ所
私立	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
合計	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所

小規模保育事業認可内訳

	Ａ型	Ｂ型	Ｃ型
公立	ヶ所	ヶ所	ヶ所
私立・民間	ヶ所	ヶ所	ヶ所

連携施設の設定　　あり・なし

⑤　認可外保育施設　　あり（　　ヶ所）・なし

⑥　放課後児童クラブ

総数	公立（指定管理）	私立
ヶ所	（　）ヶ所	ヶ所

＊公立で指定管理以外の委託がある場合（　　ヶ所）

3.　待機児童数について

2017 年 4 月 1 日現在		2017 年 10 月 1 日現在	
総数	0.1.2 歳児数	総数	0.1.2 歳児数
人	人	人	人

4.　保育所の職員配置基準について

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
国の基準	3：1	6：1	6：1	20：1	30：1	30：1
市町村の基準						

① 公立保育所について（〇を付けてください）
国基準で配置　　市町村独自基準で配置
※独自基準を上記表に年齢ごとにご記入ください。

② 民間保育所について（〇を付けてください）
国基準で配置　　市町村独自基準で配置　　単独基準で配置

③ 市内民間施設で 3 歳児配置を 15:1 にして、補助金を受けている施設はありますか？
ある（　　ヶ所）　ない

④ 公立保育所の職員配置数の計算の仕方について（〇を付けてください）
クラスごとに計算して配置　　年齢ごとに計算し園として配置

⑤ 公立保育所に看護師・保健師を配置していますか（〇を付けてください）
配置している（　　ヶ所　　人）　　配置なし　　本庁に保育所担当を配置

配置している方の業務についてお聞きします。（〇を付けてください）
0歳児クラスに配置　　全体の保健管理　　病後児・体調不良児保育に対応

⑥ 公立保育所の給食について（〇を付けてください）
【調理について】　　全園調理員を配置し直営　　全園委託　　直営と委託の混合

【幼児の主食について】　全園で提供（主食代別途徴収　　円/月）
家庭から持参
委託園のみ提供（主食代別途徴収　　円/月）

⑦ 公立保育所の栄養士の配置について（〇を付けてください）
全園に配置　　本庁に配置し各園を指導（　　人）
その他

⑧ 公立保育所の用務員の配置について
全園に配置（正規職員　　人・非正規職員　　人）　　用務業務は委託

⑨公立保育所の事務専門職員の配置について（〇を付けてください）
全園に配置（一園に　　人）　配置している園といない園がある　配置していない

5. 保育士確保について
① 貴市町村の認識
足りている　　やや不足している　　非常に不足している

② 自治体として保育士確保に向けての独自施策について（〇を付けてください。複数回答可）
遠隔地への募集　　保育士に限っての家賃補助
保育士に対する就職支度金　　保育士の賃金引き上げ
保育士資格取得のための補助
その他（具体的に内容を記載してください）

③ 保育士不足について民間事業所と協働した取り組みを行っていますか？（〇を付けてください）
行っている　　行っていない
行っている場合具体的に内容を記載してください

④ 貴市町村の非正規雇用保育士の処遇について
（下記の表に具体的に記入してください）

勤務時間	賃金（月額・日給・時給）	手当	休暇等
（例）7：00～8：45	1000（時給）	通勤手当・交通費 時間外手当・退職金 地域手当相当	年休・忌引き・夏休み

6. 自治体として保育所に関して課題となっていること（〇を付けてください複数回答可）
待機児問題　　保育所の定員割れ　　保育士不足　　施設用地の確保
財源不足　　公立保育所の老朽化　　保育事業者の確保
その他（具体的に記載ください）

7. 民間保育所に対する支援について
① 自治体独自の財政的支援（〇を付けてください）
人件費助成　　施設整備費助成　　保育士確保補助　　市町村独自の助成制度なし

② 保育士に関する支援
研修を市町村で主催し民間事業者も受け入れ　　専門の相談窓口
その他の支援について実施しているところは具体的に記載してください
例）用地のあっせん

8. 民間事業所に対する助言・監査について（〇を付けてください）
定期監査を実施　　監査以外に相談や指導の窓口設置　　監査以外の体制はない

9. 民間保育事業者から相談されていること（〇を付けてください）
保育士不足　　施設用地の確保　　園庭がない　　自治体からの補助がほしい
その他（具体的に記載してください）

10. 保育事業の充実のための方策を講じていますか？
父母協議会のような仕組みをもっている　　第 3 者による評価委員会を設けている
父母にアンケートを定期的に行っている
その他（具体的に記載してください）

11. 第 3 者評価について（〇を付けてください）
公立保育所について　　毎年全園で実施　　数園ごとに毎年実施
数園ずつ順番に実施　　実施していない
民間保育所について　　実施している　　実施していない　　把握していない

12. 保育士の研修について
市が主催して実施(民間含む)　　年　　回(内容:　　)
予算を付け（民間事業所には補助をだし）外部研修を利用
保育所が独自に園内研修を実施

13. 公立保育所・公立幼稚園について、今後の整備計画等がありますか?
例）老朽化した公立保育所 2 か所を統合し建て替え予定（H30 年度 4 月開所予定）
例）公立保育所・公立幼稚園を統合し、順次幼保連携認定こども園にする
例）子どもが減少しているため複数の保育所のうち 1 か所を廃止など

14. 放課後児童クラブについて
① 放課後児童クラブの設置場所
小学校の敷地内に設置（　　ヶ所）小学校の敷地以外に設置（　　ヶ所）

② 需要と供給バランスについて（〇を付けてください）
利用希望者が多く増設が必要　　バランスは取れている　　需要は少ない
増設計画がある場合は具体的に記載してください

15. 公立の放課後児童クラブについて
① 放課後支援員の任用について（〇を付けてください）
正規職員　　パート職員（有期・無期）　　臨時・非常勤職員　　嘱託職員

② 勤務時間について

例）嘱託	正規	パート	臨時	非常勤	嘱託
6 時間					

③ 放課後支援員の給与について

	初任給	昇 給（〇・×）	退 職 金（〇・×）	賞与（〇・×）	手当
正規職員					
臨時・非常勤職員					
パート職員					

昇給基準・退職金や賞与の額・手当等、具体的に記載してください。
昇格…
退職金…
賞与…
手当…

④ 開所時間について

	開所時間	延長保育時間	延長料金徴収（〇・×）
平日			
土曜日			
日曜日・祝祭日			
学校休業期間			

⑤ 支援員の勤務シフトについて

	勤務時間	雇用形態・人数
例）平日	13：00～19：00	嘱託　2名
	14：00～16：30	臨時　1名
平日		
土曜日・日曜日 学校休業日		

⑥ 職員の配置基準　　児童＿＿＿人につき職員１人

※⑦～⑩については、あてはまる項目に〇をしてください。

⑦ 支援員数は利用児童数に対し　足りている　　足りていない

⑧ 障がい児保育を実施して　　いる　　いない
職員を加配して　　いる　　いない
加配しているところは、加配状況を具体的に記載してください

⑨ 利用児童の在籍数の把握方法
登録児童数でカウント　　その他
その他のカウント方法の自治体は、具体的に記載してください

⑩ 児童クラブの現場に、責任者はいますか？　　いる・いない
置いている場合は、どのような人を配置しているか具体的に記載してください
例）正規保育士を１名配置し、数カ所の取りまとめを行っている
例）支援員の経験年数の長い人をリーダーとし、保育の取りまとめを行っている　等

⑪ 放課後児童クラブに関する事務について（〇を付けてください）
　　担当課が担う　　一部児童クラブ職員が担う　　全て児童クラブが担う

児童クラブが担っている事務について、具体的に記載ください
例）新規登録、土曜日・休業日の利用者の把握、延長料金の徴収・納付　　等

16. 現在貴市町村で保育・放課後児童クラブに関しこれまでの項目になく、課題と考えていること、問題となっていること等をご自由にお書きください。

17. 政府が考えている教育・保育所等の無償化について
政府は教育や保育の無償化を検討していますが特に保育所の無償化についてどのようにお考えですか（〇を付けてください）
すでに一部の無償化に踏み切っており政府が取り組むのは歓迎する
無償化している内容を具体的にお書きください

まだ無償化はしていないが歓迎する
無償化はさまざまな意見があり十分な検討を要する
無償化よりも施設整備を先行する必要がある
その他

＊アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

地方自治研究センター・研究所

名　称	郵便番号	住　所	TEL	FAX
(公社) 北海道地方自治研究所	060-0806	札幌市北区北6条西7丁目 北海道自治労会館内	011-747-4666	011-747-4667
青森県地方自治センター	030-0802	青森市本町3-3-11 青森県労働福祉会館	017-776-2989	017-731-1035
(社) 岩手地方自治研究センター	020-0874	盛岡市南大通2丁目10-38 自治労岩手県本部内	019-622-0311	019-621-1770
宮城県地方自治研究センター	980-0802	仙台市青葉区二日町7-23 宮城自治労会館5階	022-222-6814	022-217-1241
秋田県地方自治研究センター	010-0971	秋田市八橋三和町6-17 秋田県自治労会館内	018-862-0510	018-888-1124
山形県地方自治研究センター	990-2402	山形市小立2丁目1-62 自治労会館内	023-632-2241	023-628-1621
福島県地方自治研究所	960-8042	福島市荒町1-21 協働会館4階 自治労福島県本部内	024-523-4324	024-526-2109
福島市地方自治研究室	960-8601	福島市五老内町3-1 市役所内 福島市職労気付	024-534-6791	024-533-5889
(公社) 新潟県自治研究センター	950-0965	新潟県新光町6-7 新潟自治労会館3階	025-281-8060	025-281-8062
(一財) 群馬県地方自治研究センター	371-0854	前橋市大渡町2-3-45 群馬自治労会館	027-253-2277	027-290-1099
栃木県地方自治研究センター	320-0052	宇都宮市中戸祭町821 労福センター5階 自治労栃木県本部内	028-622-6225	028-650-1025
(公社) 茨城県地方自治研究センター	310-0801	水戸市桜川2-3-30 自治労茨城県本部内	029-224-0206	029-222-2057
(公財) 埼玉県地方自治研究センター	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-5 県評会館	048-838-5531	048-836-1094
(公社) 東京自治研究センター	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-12-15 福岡第4ビル1F	03-5338-9022	03-5338-9023
調布地方自治研究センター	182-0021	調布市小島町2-35-1 調布市職気付	0424-85-0857	0424-89-1997
八王子自治研究センター	192-0051	八王子市元本郷町3-17-15 ハマナカビル2階	0426-26-7714	
(一社) 千葉県地方自治研究センター	260-0013	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館新館6F	043-246-3900	043-302-8383
(公社) 神奈川県地方自治研究センター	232-0022	横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4階	045-251-9721	045-251-3199
(一社) 川崎地方自治研究センター	210-0005	川崎市川崎区東田町6-2 ミヤダイビル2F	044-244-7610	044-244-7610
横浜地方自治研究センター	231-0026	横浜市中区寿町4-15-5 自治労横浜内	045-663-3232	045-641-2506
横須賀地方自治研究センター	238-0004	横須賀市小川町20 職員厚生会館2階	0468-22-4590	0468-22-2223
相模原地方自治研究センター	229-0039	相模原市中央区中央2-13-12 中川ビル301	042-752-4544	042-753-4725
藤沢自治研究センター	251-0054	藤沢市朝日町1-1 藤沢市職労内	0466-26-1748	0466-22-2223
山梨県地方自治研究センター	400-0032	甲府市相生2-7-17 山梨県労農福祉センター1F	055-222-5200	055-220-1134
長野県地方自治研究センター	380-0831	長野市県町532-3 県労働会館内	026-234-7744	026-238-0039
(一社) 富山県地方自治研究センター	930-0804	富山市下新町8-16 自治労とやま会館内	076-441-0375	076-441-1155
石川県地方自治研究センター	920-0968	金沢市幸町11-3 （財）石川自治労働文化会館2階	076-232-2638	076-233-8170
福井県地方自治研究センター	910-0836	福井市大和田2丁目517番地 自治労福井県本部	0776-27-2442	0776-23-9574
静岡県地方自治研究センター	422-8067	静岡市駿河区南町11-22 （財）労働センター静岡労働会館内	054-287-7198	054-280-0235
愛知地方自治研究センター	456-0002	名古屋市熱田区金山町1-14-18 全労済金山会館5階	052-678-3119	052-678-3123
岐阜県地方自治研究センター	500-8069	岐阜市今小町15 自治労岐阜県本部内	058-265-3135	058-267-0093
三重県地方自治研究センター	514-8588	津市栄町2-361 （財）三重県地方自治労働文化センター内	059-227-3298	059-227-3116
滋賀地方自治研究センター	520-0043	大津市中央3丁目4番29号 自治労会館	077-527-4058	077-527-4058
京都地方自治総合研究所	604-0867	京都市中京区丸太町通烏丸西入北側 NHKビル3階	075-252-2143	075-252-0357
奈良県地方自治研究センター	630-8133	奈良市大安寺5-12-16 奈良地域労働文化センター3階	0742-64-1005	0742-50-2085
和歌山県地方自治研究センター	640-8244	和歌山市久右衛門丁24番地1 自治労和歌山県本部内	073-431-2700	073-435-2107
大阪地方自治研究センター	530-0041	大阪市北区天神橋3-9-27 PLP-会館2階	06-6242-2220	06-6242-2224
大阪市政調査会	530-0005	大阪市中央区瓦町2-4-7 新瓦町ビル7F	06-6208-8722	06-6208-8720
大阪公共サービス政策センター	530-0005	大阪市西区新町1-5-7 四ツ橋ビルディング3階301号室 大阪市従業員労働組合内	06-6556-9209	06-6556-9209
兵庫地方自治研究センター	650-0012	神戸市中央区中山手通3-4-8 大東ビル	078-341-0501	078-341-0701
自治研究センターおかやま	700-0086	岡山市津島西坂1-4-18 労働福祉事業会館3階	086-214-2085	086-214-2085
広島地方自治研究センター	733-0013	広島市西区横川新町7-22 自治労会館内	082-295-1337	082-503-0172
鳥取県地方自治研究センター	680-0814	鳥取市南町505番地 自治労会館2階	0857-39-4811	0857-39-4811
山口県地方自治研究センター	753-0063	山口市元町3-49 山口県勤労者自治センター2階 自治労山口県本部内	083-922-7592	083-934-1075
香川県自治研究センター	760-0011	高松市浜ノ町60-77 香川県自治労会館内	087-822-5611	087-826-1215
(公財) 徳島地方自治研究所	770-0847	徳島市幸町3丁目98 自治労プラザ3階	088-655-8164	088-655-7818
高知県自治研究センター	780-0862	高知市鷹匠町2-5-47	088-824-0151	088-820-0062
福岡県地方自治研究所	810-0001	福岡市中央区天神5-4-12 福岡自治労会館	092-721-1415	092-739-1909
佐賀県地方自治問題研究所	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3-30 自治労会館内	0952-33-3566	0952-34-1121
長崎県地方自治研究センター	850-0031	長崎市大黒町4-16 長崎自治労会館内	095-824-1940	095-827-5443
大分県地方自治研究センター	870-0022	大分市大手町3-2-9 自治労大分県本部内	097-536-4422	097-536-6459
中津下毛地方自治研究センター	871-0058	中津市豊田町14-3 中津市職労内	0979-22-4109	0979-24-8582
宮崎県地方自治問題研究所	880-0806	宮崎市広島1-17-17 全労済宮崎県本部会館4階	0985-29-3919	0985-28-1914
熊本県地方自治研究センター	862-0954	熊本市神水1-8-8 フォレストビル内	096-383-0010	096-386-2029
鹿児島県地方自治研究所	890-0064	鹿児島市鴨池新町5-7-501 労働者福祉会館内	099-258-6211	099-284-1303
沖縄県地方自治研究センター	900-0021	那覇市泉崎2丁目105-18 宮公労共済会館1階 自治労沖縄県本部	098-833-1108	098-833-1105
(公財) 地方自治総合研究所	102-0085	千代田区六番町1 自治労会館4階	03-3264-5924	03-3230-3649

埼玉自治研 no.52

2019年1月30日発行

■発行所　公益財団法人　埼玉県地方自治研究センター
■編集発行人　浪江　福治
■発行　〒330-0063　さいたま市浦和区高砂 4-3-5　県労評会館
電話：048（816）8866　FAX：048（836）1113
E-Mail：info@saitama-jichi.jp
■振込先　中央労働金庫さいたま支店
口座番号　普 6313323
郵便振替　00110-7-663843

地方自治を

住民の手に

公益財団法人　埼玉県地方自治研究センター

〒330-0063　埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5　県労評会館
TEL. 048-816-8866　FAX. 048-836-1113
E-mail : info@saitama-jichi.jp
http://www.saitama-jichi.jp